

午前10時00分 開 会

◎開会及び開議の宣告

○田中敏雄 議長 18番高安進一議員から遅刻する旨、33番小笠原恒男議員から欠席する旨の届け出があります。

ただいまから平成19年第4回横手市議会9月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○田中敏雄 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、28番佐々木誠議員、29番塩田勉議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○田中敏雄 議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から9月21日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は19日間と決定いたしました。

◎議長報告について

○田中敏雄 議長 日程第3、議長から議長報告、市長から請願・陳情の処理の経過及び結果の報告書、株式会社ウッディさんないから平成18年度経営状況報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

また、監査委員から随時監査報告書、例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎市長の当面の市政運営についての所信説明

○田中敏雄 議長 日程第4、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

平成19年9月横手市議会定例会の開会に当たりまして、市政運営に関する基本的な考えとして所信を述べさせていただくとともに、当面する市政の重要課題についてご説明申し上げ、市民の皆様並びに議

員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

去る8月22日と27日に県南部を中心に大雨となり、市内各所において大きな被害を受けております。この大雨により被害を受けられました皆様には心よりお見舞いを申し上げます。これら災害時においては、災害初動対応マニュアルに基づき、第一警戒態勢を指示し、関係地域の消防団の協力を得ながら、水位の情報収集や災害危険地域のパトロール、被災箇所への応急措置などを講じたところであります。

被害の概要についてであります。横手地域局管内では荒沼地区などにおける道路への冠水、雄物川地域局管内でも高畑・荒町地内などで道路への冠水があったほか、同地内では家屋などへの床下浸水の被害も発生するなど、市内各所で冠水被害や市道の路肩決壊などが発生しております。これら大雨の都度被害を受ける箇所につきましては、現地調査の上、適切な対応をとってまいります。

農作物などの被害としては、雄物川地域今宿地区の水田における11ヘクタールの浸水など、市内各所で水田の浸水、冠水被害や増田、十文字地域におけるソバの倒伏被害、ハウレンソウなどのハウスへの浸水被害などが発生しております。

なお、雄物川地域、高畑・荒町地内につきましては、改良整備に向けた予算を措置しておりますので、県などの関係機関と連携を図り、早急に対応策を講じてまいりたいと考えております。

7月14日から16日にかけて開催された秋田県中学校総合体育大会において、市内中学校の選手たちが大健闘いたしました。大会には、県内各地域の予選を勝ち抜いた精鋭が集まる中、女子バスケットボールと相撲団体で平鹿中学校が見事初優勝をなし遂げたほか、男子バレーボールでは十文字中学校、陸上競技男子総合では横手清陵学院中学校が優勝を果たし、その他多くの種目で上位入賞を果たすなど、市内中学校の活躍が光った大会でありました。

さて、いよいよ秋田わか杉国体と秋田わか杉大会の開催が間近となりました。

去る8月5日、保呂羽山波宇志別神社神楽殿において採火され、「大地（よこて）駆ける！～豊穰と融合の火」と命名された炬火が、市内全域10区間のリレーコースを122人がリレーし、市役所南庁舎に納火されました。今後、9月29日に県立中央公園陸上競技場で行われる総合開会式で、県内9カ所で採火し、全県をリレーした炬火が集火の後、炬火台に点火され、大会期間中、秋田わか杉国体の成功を見守ることとなっております。

横手市会場は、「思い出づくり まかせて横手」をキャッチフレーズに、ボウリング4種目112チーム、ホッケー2種目20チーム、軟式野球1種目16チーム、バレーボール2種目57チームが9月29日から10月8日までの間、それぞれ熱戦が展開されるものと期待しております。

また、秋田わか杉大会は、国体が終わった後の10月13日から15日まで開催され、ボウリングとオープン競技でありますバレーボールの2競技が開催されることになっております。

当市に来られる国体などの選手、役員は約2,600人ですが、秋田わか杉大会も含めた日帰り延べ人員は約3万5,000人、宿泊延べ人員は約1万5,000人と想定しており、全市を挙げて歓迎いたすことはもちろんのこと、秋田わか杉国体と秋田わか杉大会の成功に向けて、万全を期してまいりたいと考えており

ます。

2つ目に、新たな施策などへの取り組みについてでございます。

(1)生活バス路線についてであります。

バス事業者から廃止の協議がありました生活バス路線3路線のうち、本年9月末日をもって廃止が予定されている湯沢・沼館線につきまして、「路線廃止をやむを得ないものと認め、代替手段について、定時運行を基本に、横手・湯沢両市連携のもと引き続き検討する」との協議方針に基づき、代替運行について、住民の皆様並びに関係自治体であります湯沢市と協議を行ってまいりました。

その結果、乗り合いタクシーにより定時定路線運行をすることで地域公共交通会議において合意されましたので、10月1日の運行開始に向け、諸準備を進めているところであります。なお、10月1日より来年3月31日までは試験運行とし、平成20年4月1日より本格運行という方向で検討いたしております。

また、平成20年3月末日をもって一部区間を廃止したいとの協議がありました新成線、大曲・造山線につきましても、沿線住民へのアンケートや住民説明会を行い、その結果や意見をもとに、地域公共交通会議において「廃止やむなし」との協議が調っております。なお、大曲・造山線につきましても、代替措置の必要性について今後検討していくこととしております。

今後は、生活バス路線にかかわる路線廃止及び代替手段の検討のみならず、地域交通全般について地域公共交通会議において総合的な検討を行ってまいります。

(2)の消防署山内分署の改築についてであります。

山内分署は、消防署所再編計画により横手駅前出張所が横手市消防署に統合されたことに伴い、平成19年5月1日から山内地区及び横手駅前出張所の一部を管轄区域として消防救急業務を開始しました。

分署には、新たに救急車1台を配置するとともに、消防車の編成を見直し、職員を8名から14名に増員して業務を行っております。勤務職員の増員により、勤務、待機する事務室が手狭となり、廊下、食堂、休憩室を事務室として使用せざるを得ず、仮眠室も同じように大変窮屈な状況であります。消防職員は、常に災害出動の態勢をとらなければなりませんので、このような待機環境は早期に改善が必要です。また、庁舎は昭和47年の建築で、耐震機能面からも現庁舎を改修・増築して対応することは困難でありますので、年度内に改築について検討したいと考えております。

(3)の中高層大規模建築物火災防御訓練についてであります。

消防本部では9月19日、解体前の旧平鹿総合病院を利用して、大規模災害を想定した訓練を行います。火災消火はもちろん、多数の傷病者が出たことを想定した救助、救出、救急などの人命救助を主眼とした訓練となっております。高所救出、濃煙熱気建物への進入訓練、多数傷病者に対する応急救護所設置及び救急処置などは、日常の訓練では容易に実施することが難しい内容であります。平成元年3月、旧横手市役所を使つての火災防御訓練を実施した経緯がありますが、近年たびたび発生しております地震など、自然災害の被害に対する大規模訓練は初めてであります。

現在、当市においては3階以上の中高層建物が307棟と増加傾向にありますので、万が一に備え、よ

り実践的な訓練にするとともに、訓練結果を点検して、市民の安全確保に生かしてまいります。

(4)の特別養護老人ホームの指定管理者制度導入についてであります。

市が運営する特別養護老人ホームにつきましては、平成17年度策定の横手市行財政集中改革プランに基づき、管理のあり方を見直し、指定管理者制度導入の検討を行ってまいりました。

高齢者の介護施策は、介護保険制度によりサービス利用者が主体的に利用できるようになった一方で、行政が経営する高齢者施設の多くは、民間法人と比較して厳しい経営環境となっております。

このような状況のもと、全国的に見ますと730を超える自治体で指定管理者制度が導入され、その経営を社会福祉法人へ移行しております。また、県内の社会福祉施設の約7割においても同制度が導入され、当市でも平寿苑やすこやか大雄のほか、県南愛児園ドリームハウス、横手市サンハイムなどで実施しております。そのため、市直営の特別養護老人ホームにおいても利便性向上を前提とし、施設の安定運営を図ることが急務となっております。

指定管理者制度の対象施設は、旧大森町が保健・医療・福祉施策を一体として進めてきた地域包括ケアシステムの考え方により施設の継続運営を図ることとしている白寿園を除き、憩寿園、雄水苑、鶴寿苑及びいきいきの郷の4施設を予定しており、平成20年度中の導入を見込んでおります。また、指定管理者の募集については、市内で特別養護老人ホームの事業実績がある社会福祉法人を対象に検討しているところです。

課題となる施設職員の処遇につきましては、職員の交代による利用者の混乱を極力避けるため、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣などに関する法律に基づき、介護担当職員などを指定管理者へ数年間派遣する計画としております。なお、非常勤職員につきましては、指定管理者へ再雇用を要請する方針としており、既に職員説明会などを行い、理解を求めているところです。

平成21年度には介護保険法の改正が見込まれ、報酬単価などの見直しにより行政での施設経営は一層困難になるとともに、利用者からは迅速かつ的確なサービスの要望が高まるものと思われます。介護サービス向上のため、特別養護老人ホームへの指定管理者制度の導入につきましては、議員並びに市民の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

(5)の病児・病後児保育事業の取り組みについてであります。

働きながら子育てする親にとって、子供の体調不良などへの対応は多くの困難があります。日本労働研究機構の調査では、女性就労者の68%が子供の看護に必要な支援として、病児・病後児保育施設を挙げております。

市といたしましては、このように働きながら子育てを行っている方々が安心して子育てできる環境の整備を目指し、平成19年度、国並びに県の保育対策等促進事業に基づき、病児・病後児保育事業を実施する制度を導入の上、今年度7カ所の私立保育園に助成し、事業を実施することとしました。

この事業は、児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となったが、保護者が勤務の都合で迎えに來れない場合において、当日の緊急対応を行うことと、病状が軽く入院の必要のない、登所前から体調不

良の児童についても預かるものであります。

今議会に関連の追加補正予算を計上しております。

(6)の中小企業融資あっせん制度についてであります。

市内中小企業への融資あっせん制度につきまして、本年10月から信用保証協会と金融機関が適切な責任分担を図る責任共有制度がスタートいたします。これは、従来信用保証協会100%保証であったものが、信用保証協会80%、金融機関20%の割合で責任を分担する制度に改正されるものであります。このため、金融環境の変化を受けやすい小規模零細企業者が一時的に資金調達に困難を来す懸念があることから、一定の要件を満たす小規模企業に対しては、責任共有制度から除外し、制度の既存保証残高を含め1,250万円の範囲内で貸し付けし、現行同様に信用保証協会が100%保証を維持する全国統一保証制度として、小口零細企業保証制度が創設されることとなりました。

これに伴い、この制度導入への対応を図るため、今議会に条例改正を提案しております。

平成18年度実績では、小規模企業者の対象承諾件数は全体の52%、融資金額では30.4%となっております。今後、金融機関、商工団体、事業者などに制度の周知を図り、中小企業者の自立・発展と地域経済の活性化のため、市内商工業者の円滑な資金調達を支援してまいります。

(7)の水道事業計画の策定と料金制度などの統一についてであります。

給水人口の減少や節水器具等の普及に伴う水需要の変化に加え、上水道区域と10キロメートル圏内の簡易水道事業については、統合計画を策定し、厚生労働省の承認を得なければ国庫補助制度が適用されなくなるなど、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しております。

当市の水道事業が将来にわたって安全な生活用水を安定供給するとともに、効率的な事業運営を図り、時代に即した顧客サービスを実現するため、水道ビジョンと水道事業計画を策定いたしました。

本計画では、合併前の各地域の事業や成瀬ダム利水に関する計画、未普及地区への拡張計画など、区域を越えて効率的に水を融通する事業や、より安全な水を供給するための施設整備など、持続可能な水道事業を目指し、大幅な見直しを行っております。

また、料金制度などについても、平成26年度には統一できるよう段階的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3番目の平成19年度事業などの進捗状況についてであります。

(1)普通交付税の決定についてであります。

平成19年度の普通交付税が174億1,630万6,000円と決定されました。この額は、昨年度の7月交付税決定額と比較して4億341万2,000円、率にして2.3%の減であります。

普通交付税の市町村交付総額が前年度比4.2%の減となっている中、当市の決定額が前年度比2.3%減となっているのは、基準財政需要額の算定の統合・見直しの中で、投資的算定経費が大幅に削減されたものの、頑張る地方応援プログラムによる基準財政需要額が2億8,997万5,000円算入された結果であると考えております。

今回の算定は、旧市町村がそのまま存続した場合の普通交付税の額を合算する合併算定替えによるものですが、これを一本算定の場合と比較いたしますと、合併算定替えの方が普通交付税で約35億5,000万円、臨時財政対策債が約5億4,000万円多くなっております。

(2)の新庁舎を考える市民会議についてであります。

去る8月8日、新庁舎建設の是非を含む庁舎のあり方について協議・検討する新庁舎を考える市民会議を立ち上げました。この市民会議は、各地域協議会推薦者8名、各地区会議推薦者36名、主な団体からの推薦者30名、各地域局からの推薦者26名の計100名から成り、平成21年3月31日までの約1年半にわたり、行政事務の現状や将来見通し、組織効率化の進捗状況、市民の皆様の利便性向上に関する事項などについて積極的なご協議をいただく場であります。

当日は、委員の皆様にご覧状を交付した後、横手平鹿8市町村合併協議会における確認事項や現在の行政機構の概要、今後の開催スケジュールなどについてご説明申し上げ、早速委員の皆様からさまざまなご意見、ご提言をいただいたところであります。

新庁舎建設の是非は、当市の重要課題の一つではありますが、市民会議における協議内容やご提言を最大限参考にすることはもちろんのこと、庁内検討委員会における検討結果及び議会との協議を踏まえながら、当市の将来を見据えた総合的な判断をしております。

(3)のAED（自動体外式除細動器）の設置についてであります。

本年度導入を予定しておりましたAEDについては、学校やスポーツ施設、高齢者福祉施設など多くの市民が利用する89施設に設置し、8月1日から使用できるようにしました。

今回設置したすべてのAEDは、1歳から8歳未満の小児にも対応できるよう専用のパッドを備えております。また、消防本部の救急車両に登載しているAEDと同一のメーカーになったため、救急車両到着時にパッドの張りかえが不要となり、効率的な救命作業が行えることとなりました。

なお、7月末現在、AED操作を含む普通救命講習を2,269名の市民の皆様にご受講いただいております。また、6月までに約400名の職員がこの講習を受講しておりましたが、6月にAEDの設置機種が確定したことを受け、7月、8月に4回講習会を実施し、117名が受講しております。9月にも追加の講習会を計画しており、最終的には600名程度の職員に受講させることにしておりますが、緊急時に対応できるよう、引き続き多くの市民の皆様が受講くださるようお願いいたします。

(4)の心の健康づくり、自殺予防対策についてであります。

秋田県は、自殺による死亡率が平成7年から12年間、全国一高い状態が続いており、当市においても高い状態です。このため、今年度、雄物川及び大雄地域に居住する30歳から79歳までの約1万600人を対象に、心の健康づくり調査を実施いたしました。現在、調査書の回収を完了し、分析及び地域診断をしており、今後は調査結果の報告会開催や相談事業を展開し、自殺者の減少に努めてまいります。

また、自殺予防、うつ病及び若者の心の健康対策などを全市にわたり総合的に行うため、市民、企業

及び医療関係者で構成する心の健康づくりプロジェクトチームを設置したいと考えており、現在これを推進するため、庁内関係職員をメンバーとする準備検討委員会を立ち上げております。

(5)の横手地域家庭系可燃ごみの南部環境保全センター搬入についてであります。

4月よりスタートしました新たなおみの分別収集も、市民の皆様のご理解とご協力により、大きなトラブルもなく順調に推移しております。

施設運営についてであります。横手地域の可燃ごみは恒常的に多く、これを処理している東部環境保全センターの負担が大きくなっており、各施設の業務量の平準化を図るため、4月のごみ分別の統一を機に、年度当初からセンターと委託業者との協議、試行を重ね、8月1日から横手地域栄地区の家庭系可燃ごみを南部環境保全センターに搬入し、処理しております。

今後、栄地区以外についても検討し、収集委託業者や市民の協力を得ながら、南部環境保全センターに搬入可能な地区をふやし、東部環境保全センターの処理量の減量を図ってまいります。また、老朽化した3施設の処理能力の低下や機器故障の防止に向け、適正な分別排出を市報やチラシなどでこれまで以上に周知徹底し、統合処理施設稼働まで施設の延命化に努めてまいります。

(6)特別養護老人ホームの開所についてであります。

社会福祉法人ひらか福祉会が平鹿地域に建設を進めておりました小規模特別養護老人ホームあやめ苑が完成し、6月21日から事業が開始されました。入所定員24名の地域密着型サービス施設であり、これで市内の特別養護老人ホームは11カ所、入所総定員は588名となりました。

また、併設された短期入所の利用定員は14名で、市内における事業所は12カ所、利用総定員は169名となり、より身近な地域での介護サービスが促進されるものと考えております。

(7)の農業振興についてであります。

水稻の生育状況につきましては、出穂の時期も例年より四、五日早く始まり、登熟も順調に推移しております。

転作作物の小麦は、年々栽培技術が向上していることや刈り取り時期の天候が幸いし、品質が高等級の小麦が収穫できました。また、スイカを初めアスパラガス、枝豆も全体的には収量、単価とも高水準で推移いたしました。なお、大豆につきましては、今後とも病虫害防除の徹底を図り、高水準の維持に努めてまいります。

果樹関係では、サクランボの受粉状況が芳しくなく、2年続きの不作になりましたが、リンゴ、ブドウはこれまでのところ順調であり、今後台風被害がないよう願っております。

米の生産調整関係につきましては、配分いたしました転作目標面積4,764ヘクタールに対し、これまでの確認実施面積が4,786ヘクタールと、農家の皆様のご協力により実施率で100%を超えることができました。

品目横断的経営安定対策につきましては、7月2日に加入を締め切り、最終的には認定農家557戸、集落営農73団体に加入いただき、面積は6,112ヘクタール、集積率が36.7%となりました。当初掲げた

認定農家500戸及び集落営農55団体の加入目標を大幅に上回る結果となりました。今後も、来年度に向け関係機関の協力を得ながら、加入促進を図ってまいります。

また、集落営農組織の諸課題を解決し、組織運営をスムーズに進めるため、県と市の地域担い手育成総合支援協議会が協力し、7月11日、12日に集落営農のための講座、横手塾を開設いたしました。横手塾では、税金関係や法人化に向けたカリキュラムを組み、今年度中に6回開講する予定で、多くの組織へ参加を呼びかけているところであります。

いずれにいたしましても、平成22年度までに米づくりの本来あるべき姿の実現を図るため、できる限りの施策を講じてまいります。

次に、(8)奥羽山麓大規模農道の開通についてであります。

平成2年から工事を進めてまいりました、横手市大沢から仙北市角館町白岩を結ぶ全長約40キロメートルの奥羽山麓大規模農道が完成し、去る8月30日に当市を会場とし、関係者による開通式を行いました。これにより、金沢地区から増田町熊渕地区までの間がみずほの里ロードとフルーツラインの2路線でつながることとなり、農産物の流通を初めとして、観光のルート、地域間交流などに利用されることとなります。特にわか杉国体前の開通となりますので、当市を訪れる選手を初め、県内外から訪れるお客様に大いに利用いただけるものと期待しております。

(9)の公共温泉施設の現状と山内観光振興公社支援策についてであります。

市の公共温泉施設10施設のうち6施設については市が直接運営し、4施設は第三セクターが市の指定管理者として運営を行っており、それぞれが立地条件や施設の特徴を生かしながら誘客に努めているところであります。

各温泉施設の入湯客数は、平成9年度から15年度まではほぼ同程度で推移しておりましたが、平成16年度以降は減少傾向にあります。このため、各施設においては、民間と競合する温泉施設としての意識や危機感を強く持つとともに、各施設の支配人で構成する公共温泉連絡協議会での情報交換などにより、施設の特性・機能に応じた利用形態のすみ分けや全体的なPRの強化、施設職員の資質向上などに取り組みながら、お客様の確保、利用拡大に努めてまいりました。

しかしながら、全体的に入り込み客数が減少しており、現段階では売上高の減少傾向に歯どめをかける決定的な方策が見つからない状況にあります。

このうち、鶴ヶ池荘は公共温泉施設の中で最大の誘客施設であるものの、その運営を行っている株式会社山内観光振興公社の資金繰りが年度内にも困難になる見込みとなったため、運営を継続しつつ、将来の健全経営に向けて支援が必要と判断し、今議会に4,429万円を貸付金として計上いたしておりますので、何とぞご理解くださるようお願い申し上げます。

(10)のよこて湯っこめぐりスタンプラリー2007についてであります。

市内には多くの温泉施設があり、当市観光の大きな魅力の一つとなっております。また、温泉は、近年観光のみならず、温泉地の自然環境や温泉に含まれるさまざまな成分、作用による健康面での効果・

効用も全国的に注目されているところであります。

このような中、去る6月26日の風呂の日から、市内14の温泉施設が参加し、健康をテーマによこて湯っこめぐりスタンプラリー2007がスタートいたしました。今年度のラリーは、昨年度の公共温泉10施設に新たに民間の4施設が加わり、スタンプを押す台紙3万枚を参加温泉施設のほか公共施設などでも配付し、特に温泉入浴の効果や泉質をPRしながら進めているところであります。

(11)の「後三年の合戦」歴史遺産を考える集いの開催についてであります。

今年は、後三年の合戦が終結してから920年の節目の年であります。また、平成20年には岩手県平泉の世界文化遺産登録が見込まれており、奥州藤原氏100年の栄耀栄華の基とも言える後三年の合戦の舞台となった当地域が全国的に注目を集めるのは必至であります。

昨年11月、「後三年の合戦をどう生かす」というテーマで石川好先生の講演があり、大勢の市民が改めて後三年の合戦が当市にとって貴重な観光資源、歴史的財産であることを認識いたしました。

このような中、来る10月28日、美郷町や関係団体などとの共催で、後三年の合戦史跡めぐり探訪ツアー、基調講演、遺跡発掘調査発表、シンポジウムを内容とした「後三年の合戦」歴史遺産を考える集いを開催することにいたしました。この集いにより、遠い歴史をひもとき、当市の歴史的文化遺産である後三年の合戦が私たちに何を教えてくれるのかについて今一度考え、平泉町、奥州市などの関係自治体とも連携を図りながら、この歴史的文化遺産を当市の観光振興、まちづくりに生かしていきたいと考えております。

(12)の台湾旅行エージェント招聘事業についてであります。

国は、2010年までに訪日外国人旅行者を1,000万人にするとの目標を掲げ、官民一体の誘客策、ビジット・ジャパン・キャンペーンの推進により、順調な成果を上げております。

また、当市においても、これまでの取り組みにより、香港の旅行会社EGLによる東北旅行ツアーも定期的に実施され、当市もそのツアー行程に組み込まれるなど、海外誘客の道筋ができつつあります。

このような中、今年度は新たな海外誘客拡大の施策として、特に日本への出国率が高い台湾をターゲットに、雪、かまくら、温泉、食といった当市の魅力を集中的にPRし、誘客拡大に結びつけるための台湾旅行代理店招聘事業・旅行ツアーを計画しているところであります。

このツアーでは、代理店の皆様から当市の観光資源を存分に見ていただくことはもちろんですが、台湾から訪れる観光客の利便性、満足度の向上など、受け入れ態勢について観光施設関係者との率直な意見交換や商談会なども行いたいと考えております。

この事業により、今後県観光課や関係団体などと連携しながら、台湾を初めとするアジア圏観光客の横手泊旅行の企画商品化に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご支援をお願いいたします。

(13)のマーケティング推進活動の取り組み状況についてであります。

海外輸出戦略の一環として、横手市観光協会が事業主体となり、香港・台湾への輸出事業に取り組んでおりますが、今年度は農水省の農林水産物等輸出促進事業補助金を活用し、香港シティ・スーパーに

において米、ブドウジュースの販売促進活動を集中して行うことといたしました。また、この事業に対しては市からも補助を行うこととしております。

我が国の米の輸出関係市場は、まだ緒についたばかりであります。中国市場へも輸出可能になったことや世界的な日本食ブームなどにより、非常に注目されている分野であります。当市からは平成18年度約10トン、平成19年度は16トンの輸出を予定しております。今回の販売促進活動は、お客様に試食していただき、秋田米のファンになっていただくという地道な活動ですが、国内の米消費量の先細りが予測される中、販路拡大の一翼を担う戦略と位置づけ、取り組みを進めてまいります。

また、今年度より新しいトマトの産地化を目指し、加熱調理用トマト、シシリアンルージュの試験栽培に実験農場及び委託した市内5戸の農家が行っております。シシリアンルージュという響きもさることながら、単価の伸び悩む中・大玉トマトにかわる品種として期待されております。市内及び都内飲食店合わせて15店舗には既にサンプル提供しており、うち5店舗からは定期的に注文を受けております。今後とも外食産業への納入業者も視野に入れたマーケティング活動に取り組んでまいりたいと思っております。

また、昨年度秋田県特産品開発コンクールで奨励賞などを受賞したおものがわ夢工房が、本年度秋田県農林水産大賞のふるさとづくり部門で受賞が決定しております。今後は、農産物加工の牽引役として地域活性化に貢献されることを期待しております。

(14)の横手駅周辺地区の整備についてであります。

まちづくり交付金事業の横手駅東口駐輪場整備事業につきましては、本年度中にまごころ駐車を駐輪場に改修する工事を完了する予定となっております。駐車場の所有者である横手駅前商店街振興組合との交渉が順調に進み、本議会に駐車場の建物取得について議案上程しております。

なお、国体開催に向けて、駅前広場周辺の迷惑駐輪をなくすため、振興組合からご協力を得て、取得前に駐車場の一部を仮設駐輪場として使用させていただいております。

市街地再開発事業につきましては、平成19年7月31日付で秋田県知事から法人格を有する再開発組合の設立が認可されました。これを受け、8月8日、これまで事業を進めてきた再開発準備組合が解散し、地権者31名から成る横手駅東口第一地区市街地再開発組合が同日新たに設立されたところです。今後は、この組合が施行者となり事業を進めることとなりますので、平成19年度事業である実施設計の完成や旧平鹿総合病院などの解体工事の年内着手に向け、市といたしましても引き続き支援してまいります。

(15)の建築確認事務についてであります。

当市では、本年4月より限定特定行政庁を設置し、建築確認事務を行っており、確認申請件数は7月末現在で240件となっております。一昨年からの構造強度偽装問題への対応として、本年6月20日、改正建築基準法が施行され、建築確認申請の内容が大幅に変更されました。これに関連して、建築確認等手数料の改正を本議会に提案しております。

(16)の学校統合の取り組み状況についてであります。

昨年9月に提示いたしました市立小・中学校統合9案中、早期の統合を目標としておりました大森小学校、白山小学校及び川西小学校の統合について、このたび保護者や地域住民の理解を得ることができましたので、今議会に学校設置条例の一部改正案を提出し、平成21年4月1日に新大森小学校の開校を目指したいと考えております。

なお、今後は開校に向け、校舎の増築や体育館の改修、学校内外の教育環境について整備を行いたく、条例の一部改正案とともに、統合に関する補正予算をあわせて提出いたしております。

(17)の道の駅事業についてであります。

まめでらが～道の駅十文字は、7月1日から株式会社十文字リーディングカンパニーを指定管理者に指定し、7月3日に地域振興施設の竣工式を行い、多くの来場者でにぎわっております。

施設東側の外構工事も8月31日で完成し、人工滝と芝生広場で安らぎといやしの空間をつくり出しております。さらには日本三大桜も植栽され、来年の開花が楽しみなところであります。

また、8月10日には秋田県26番目の道の駅として国土交通省に登録され、29日に仙台市で登録証の伝達を受けました。この登録に伴い、9月16日に道の駅十文字としてのグランドオープンを予定しております。

4番目の補正予算についてであります。

今議会にお願いしております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の一般会計の補正額は2億651万7,000円で、補正後の予算総額は468億8,379万円であります。

その主なものを申し上げますと、路線バス代替運行事業に286万4,000円、すこやか大雄管理費に1,951万7,000円、病児・病後児保育事業に1,745万1,000円、公共温泉施設資金貸付事業に4,429万円、大森小学校統合事業に3,418万4,000円などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、同意案件が1件、諮問案件8件、専決処分報告案件1件、専決承認案件1件、条例の一部改正など条例関係7件、平成19年度一般会計補正予算案など補正議案9件、建物の取得など、その他の議案3件、企業会計決算認定案件2件の合計32件であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、所信説明といたします。

ありがとうございました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第5、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は委員会の付託を省略することに決

定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第1号でございます。

人権擁護委員候補者の推薦について、次に申し上げます方を推薦したいということでございます。

住所が横手市二葉町8番32号にお住まいの椎名靖典氏であります。昭和9年1月6日のお生まれの方でございます。

よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第1号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第6、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第2号でございますが、同じく人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

横手市大屋寺内字堀ノ内320番地にお住まいの前澤弘子氏。昭和20年9月10日のお生まれの方でございますが、人権擁護委員候補者として推薦したいということでございます。

よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第2号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第7、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第3号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 諮問第3号も人権擁護委員候補者の推薦でございます。

横手市鍛冶町8番6号にお住まいの七尾喜美代氏。昭和21年2月27日のお生まれの方でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第3号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第8、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第4号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 諮問第4号も人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

横浜市寿町2番6号にお住まいの畑恒子氏。昭和27年3月27日のお生まれの方でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第4号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第9、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第5号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 諮問第5号でございます。

同じく人権擁護委員候補者の推薦でございますが、横手市猪岡字水上13番地にお住まいの松井敏博氏。昭和18年4月8日のお生まれの方でございます。

よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第5号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第5号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第10、諮問第6号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第6号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 諮問第6号も同じく人権擁護委員候補者の推薦でございます。

横手市雄物川町沼館字沼館429番地にお住まいの高橋雅子氏。昭和14年3月14日のお生まれの方でございます。

よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第6号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第6号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第11、諮問第7号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第7号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第7号は委員会の付託を省略することにいたします。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 諮問第7号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

横手市十文字町西原一番町90番地8にお住まいの寺田奎子氏。昭和17年8月16日のお生まれの方でございます。

よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第7号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第7号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第12、諮問第8号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第8号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第8号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 諮問第8号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

横手市大雄字耳取西12番地にお住まいの戸田・広氏。昭和18年4月27日のお生まれの方でございます。よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第8号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第8号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎報告第25号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第13、報告第25号専決処分の報告について報告を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 1ページをお願いいたします。

報告第25号であります。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することにつきまして、別紙のとおり専決処分いたしましたので、ご報告いた

します。

2ページをお願いいたします。

交通事故に関する専決処分でございます。

事故の発生日時でございますが、平成19年7月18日午前8時50分ごろでございます。

事故の発生場所は、横手市山内南郷字中雄勝川40番地においてでございます。

被害者は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、本市の特別養護老人ホーム鶴寿苑の職員が施設利用者を送迎するため、利用者宅へ迎えに参ったわけでございますが、車両を後進させる際、後方の確認不足によりまして、利用者宅前に駐車しておりました被害者の車両に衝突し破損させたものでございます。

これにつきましては、全く市の方での100%の過失でございまして、被害者車両の修理費用といたしまして、賠償額13万3,586円ということで和解をすることとしたものでございます。

なお、本賠償額につきましては、全額加入保険の方から補てんされるということでございますが、大変本当に申しわけございませんでした。

よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。17番菅原議員。

○17番(菅原恵悦議員) 送迎のときというお話ですけれども、この際は職員といいますか運転手は1名だけ乗って送迎に行って、そういうふうなバックをしたりいろんなところを訪問しながら作業といいますか仕事に従事しているのかどうかお聞きをいたしたいと思います。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 このケースの場合でございますけれども、運転手並びに利用者を介護いたしますので介護員も乗っておったということでございます。

なお、当該自宅前には車庫等ございまして、確認不足で、そういった状況の中で介護者がおりて確認すべきでありました。そういうことにつきましては、毎週月曜に施設長会議を開催いたしまして、何回となく申し上げておりましたけれども、車庫等の陰で見えにくかったというようなことは理由にはならないわけでありまして、降りて確認すべきであったということで、本当に私どももこれまで申し上げておりましたことが実行されないということで、この件を具体的に事故の状況を他の施設長も踏まえて会議の中で話をいたしまして、必ず降りて確認をするんだということを再度徹底させたところでございます。大変申しわけございませんでした。

○田中敏雄 議長 17番菅原議員。

○17番(菅原恵悦議員) 確かに運転手の助手ではないということは十分承知しております。しかしながら、今言ったように、ほとんど見ていますと、介護するためとはいいいながら、2人ぐらい運転手のほかに乗っている、しかしまず各家々に行くんですから、状況等、運転手によっては慣れているとはいえ、いろんな状況があると思います。ですから、やはりそういうことはしっかりやっておかないと、

私はまずいのでは。確かに運転手の助手ではないというかもしれませんが、そこら辺はやはりお互いに協力しながら、しっかりしたサポート役も私は兼ねながらやってほしいなという意味で今回質問したところでありますけれども、ぜひ今後は徹底してそういうことは気をつけていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第25号の報告を終わります。

◎同意第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第14、同意第16号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第16号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第16号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました同意第16号教育委員会委員の任命についてでございますが、次に申し上げます方を本教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めようとするものでございます。

住所といたしまして、横手市大森町字大中島520番地の1にお住まいの石成千さんであります。昭和46年1月24日のお生まれでございます。

よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第16号を起立により採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、同意第16号はこれに同意することに決定いたしました。

◎承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第15、承認第12号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第12号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第12号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました承認第12号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成19年度横手市一般会計補正予算（第3号）につきまして、8月24日付で地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、本議会に報告し承認をお願い申し上げます。

補正の内容であります。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,000万円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ466億7,727万3,000円に定めたものでございます。

それでは、歳出についてご説明申し上げますので、4ページをお願い申し上げます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、3目の道路新設改良費にらしのみちづくり事業としまして4,000万円を計上しております。これは約1カ月後に迫ってまいりました秋田わか杉国体及び秋田わか杉大会に係りまして、横手市にとって多くの大切なお客様が来る予定でありますので、その市道の舗装工事を行うための経費でございます。

一方、歳入につきましては、4ページの上の方に記載してございますが、一般財源といたしまして普通交付税を同額補正いたしまして、収支の均衡を図ってございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第12号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第12号は承認することにいたしました。

◎認定第1号、認定第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第16、認定第1号平成18年度横手市病院事業会計決算の認定についてより日程第17、認定第2号平成18年度横手市水道事業会計決算の認定についてまでの2件を一括議題といたします。説明を求めます。まず最初に、横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました認定第1号平成18年度横手市病院事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、本議会の認定をお願いしようとするものでございます。

それでは、横手市病院事業会計決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入の決算額の合計が63億5,506万3,275円に対しまして、支出の決算額の合計は63億35万1,432円で、収入から支出を差し引きいたしますと5,471万1,843円でありますけれども、この額から消費税相当分を控除した額4,724万5,743円が平成18年度の病院事業全体の純利益でございます。

それでは、内訳についてご説明いたします。

収入の状況であります。第1款市立横手病院事業収益では、予算額46億944万5,000円に対しまして、決算額44億5,093万6,309円で、収入率は96.6%でございます。

第1項医業収益では、決算額42億4,608万8,166円で、収入率は96.2%、第2項医業外収益では、決算額2億484万8,143円で、収入率は105.3%であります。

また、第2款市立大森病院事業収益では、予算額18億7,128万1,000円に対しまして、決算額19億412万6,966円で、収入率は101.8%であります。

第1項医業収益では、決算額17億7,787万6,378円で、収入率は101.7%、第2項医業外収益では、決算額1億2,625万588円で、収入率は102.6%であります。

次に、支出の状況であります。

第1款市立横手病院事業費用では、予算額46億944万5,000円に対しまして、決算額44億4,511万2,546円で、執行率96.4%であります。

第1項医業費用では、決算額43億41万4,832円で、執行率は96.4%、第2項医業外費用では、決算額1億4,005万8,412円で、執行率は99.6%であります。

また、第3項特別損失では、463万9,302円の決算額となっております。

なお、詳細につきましては、決算書の18ページ以降に記載されておりますので、説明は省略させてい

たきます。

収入から支出を差し引きいたしますと582万3,763円ではありますが、消費税相当分を控除した71万6,951円が平成18年度の純利益であります。

第2款市立大森病院事業費用では、予算額18億7,128万1,000円に対しまして、決算額18億5,523万8,886円で、執行率は99.1%であります。

第1項医業費用では、決算額17億6,963万9,681円で、執行率は99.1%、第2項医業外費用では、決算額8,116万123円で、執行率は100%であります。

第3項特別損失では364万9,100円、第4項国保直診施設事業費では78万9,982円の決算額となっております。

なお、詳細につきましては、横手病院同様、決算書の18ページ以降に記載されておりますので、説明は省略させていただきます。

収入から支出を差し引きいたしますと4,888万8,080円ではありますが、消費税相当分を控除した4,652万8,792円が平成18年度の純利益であります。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

3ページ、4ページをお開き願います。

収入の決算額の合計が4億491万6,957円に対しまして、支出の決算額の合計は6億7,698万7,960円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億7,207万1,003円は、過年度分損益勘定留保資金を補てんしております。

収入の内訳ですが、第1款市立横手市病院資本的収入では、予算額2億6,557万5,000円に対しまして、決算額は2億6,557万5,957円であります。

第1項他会計出資金では8,763万8,000円、第2項企業債では1億6,550万円、第3項固定資産売却代金は1,243万7,957円の決算額であります。

第2款市立大森病院資本的収入では、予算額1億3,934万1,000円に対しまして、決算額も同額でございます。

第1項他会計出資金では1億2,234万1,000円、第2項企業債では1,700万円の決算額であります。

次に、支出についてですが、第1款市立横手病院資本的支出では、予算額4億5,746万3,000円に対しまして、決算額は4億4,628万6,448円であります。

第2款市立大森病院資本的支出では、予算額2億3,070万3,000円に対しまして、決算額は2億3,070万1,512円であります。

この内容は、建設改良費及び企業債の償還金であります。なお、建設改良費の内訳につきましては、決算書の12ページに記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、病院事業の概要を報告いたしますので、9ページをお開き願います。

市立横手病院の場合ですが、診療科目は内科など15科を標榜しておりますが、医師確保の都合上、耳

鼻咽喉科は休診中であります。

病床数は、一般病床250床、感染症病床4床の254床で運営いたしました。

患者様の利用状況は、入院が一般病床で延べ7万8,376人、病床利用率は85.9%で、前年度と比べまして1,118人の減、外来は18万1,463人で、前年度と比べまして82人の減となっております。

料金収入では、1人1日当たり、入院では3万2,525円、外来では8,277円で、前年度と比較して入院で2,805円、外来で248円の増となっております。

建設改良では、良質な医療の提供と患者サービスの充実を図るため、総額2億4,901万3,856円で整備を行ったところでございます。

収支につきましては、71万6,951円の純利益となりました。

次に、市立大森病院についてでございます。

診療科目は内科など9科を標榜しておりますが、医師確保の都合上、泌尿器科は休診中でございます。病床数は、一般病床100床、療養病床50床の150床で運営いたしました。

患者様の利用状況は、入院が延べ人数で5万4,317人、病床利用率は99.2%で、前年度と比較いたしまして783人の増、外来では7万1,209人で、前年度と比較いたしまして3,128人の増となっております。

料金収入では、1人1日当たり、入院では2万4,155円、外来では5,391円で、前年度と比較いたしまして入院で337円、外来で66円の増となっております。

建設改良では、良質な医療の提供と患者サービスの充実を図るため、総額1,725万2,235円で整備を行ったところでございます。

収支につきましては、4,652万8,792円の純利益となりました。

以上、平成18年度の概要を申し上げますが、平成18年度は診療報酬のマイナス3.16%の改定、あるいは全国的な医師や看護師の不足という大変厳しい医療環境の中での事業運営となりました。本年4月には第5次医療法の改正が施行され、引き続き医療制度の改革が進められようとしております。厳しい医療環境ではありますが、両病院がそれぞれの特性を生かし、お互いに連携し協力しながら、地域の皆様から信頼され、健全な病院づくりを目指して努力してまいりたいと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の方お願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 次に、上下水道部長。

○田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました認定第2号平成18年度横手市水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、本議会の認定をお願いしようとするものでございます。

それでは、決算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出の収入についてでございます。

水道事業収益は、決算額15億8,597万1,581円となっております。内訳ですが、給水収益などの料金収益が14億9,596万2,306円、他会計補助金などの営業外収益は8,939万2,440円、特別利益が61万6,835

円となっております。

次に、支出についてであります。

水道事業費用は、決算額14億9,834万7,960円となっております。内訳は、原水及び浄水費などの営業費用として10億5,030万1,487円、企業債利息などの営業外費用は4億4,488万6,353円、特別損失316万120円となっております。

この結果、収益的収入、支出の差し引き額が8,762万3,621円ですが、この額から消費税関係分を控除した額7,785万3,240円が当年度の純利益となっております。

次に、3ページの(2)の資本的収入及び支出の収入についてであります。

資本的収入は、決算額4億1,773万8,236円です。内訳は、企業債が2億270万円、出資金7,108万6,000円、国庫補助金9,369万5,000円、工事負担金230万9,236円、水道加入金4,794万8,000円となっております。

次に、支出についてであります。

資本的支出は、決算額8億889万4,212円となっております。内訳は、継続事業や緊急を要する工事が主でございます建設改良費が3億4,439万749円です。企業債償還金は4億6,450万3,463円です。地方公営企業法第26条の規定によります繰越額が1,184万5,000円、これは、水道事業計画策定業務と給水台帳等地図情報化業務の委託費用でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしてございます。

次に、11ページ、水道事業報告についてご説明いたします。

イの給水状況についてであります。

給水戸数は2万4,550件、給水人口6万7,078人、普及率は63.87%となっておりますが、簡易水道事業を含めると、全体では約81%となります。

有収率は81.49%でございます。

次に、ロの建設事業の状況につきましては、水道ビジョン、水道事業計画策定中でありましたので、金沢簡水統合整備事業などの継続事業や緊急を要する事業でございます増田の下川原第2取水削井工事などを実施しました。

次に、ハの経営状況についてでございます。

給水収益や受託工事などが減収となっておりますが、地域局との連携強化によります収納対策あるいは機構改革による職員の削減、また諸経費の圧縮に努めました結果、7,785万3,240円の当年度利益を計上することができました。

このような中で、今後は策定いたしました水道ビジョンや水道事業計画に基づきまして、さらに効率的な施設整備と健全な経営に努め、安全・安心な水の安定供給を図ってまいりたいと考えております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。4番佐藤議員。

○4番(佐藤功議員) たまたま私、特別会計の決算の委員であれば聞く必要がなかったんですけども、委員でないものですから、1つ、2つ聞いておきたいと思います。

去年でしたか、おとしでしたか、全身用スライススキャナというものが、スライスCTというものが小売価格で14億なんていう大変高額な高度な医療機械を横手病院で入れたはずですよ。この利用率ですね。今現在どういうふうになっているのか。年間どれぐらい利用されているのか。あるいは普通のCTが100にすれば、これがどのぐらいの割合で使われているのか。あるいはどういう病状のものに主に使われているのか、わかっている範囲で教えていただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 昨年、一昨年、全身用CT導入いたしました。いろんな医療の中で使われております。詳しい件数については今手元に資料はございませんけれども、病診連携という中で、各診療所さんからの紹介の中でもCTを活用させていただいておりますし、院内の診断の中でも大いに活用させていただいているという状況でございます。詳しい件数等につきましては今手元に資料がないということで、どうぞご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○田中敏雄 議長 4番佐藤議員。

○4番(佐藤功議員) あと、今一つだけお聞きしたいんですけども、最近コンピューター画像による先生が説明を患者さんにしているわけなんですけれども、実際はフィルムもあるわけですよ。あると思ってるんです、私は。それで質問するんですけども、大体最近多いのが、50歳以降になっているような場所にかんが出たというようなことなんですけれども、年が年で、やっぱり50歳過ぎると、人によっては老眼鏡とかかけなければ画像を見られない。眼鏡を持っていかないと、たまたま先生の説明でも自分も納得できないような話も聞いたりもします。これ、うわさですよ。そういうことだとすれば、患者さんにやっぱり納得していただくためには、そして納得した治療を受けるためには、場合によってはフィルムの説明なんかあわせて、記録として先生のパソコンに入っていることはいいんですけども、やっぱりいろんな抗がん剤使うにしろ、あるいは放射線使うにしろ、自分の症状がやっぱり納得して、それなりの納得の上で患者さんは使いたいんだろうというふうに思います。そういう意味では、フィルムだとかなり大きな画像になっているわけなので、患者さんへの説明については、画像もあわせての説明がいいのかなというふうにも思っているんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○田中敏雄 議長 病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 今画像に関しましては、フィルムレス化ということで、18年度に整備をいたしました。基本的にフィルムに写さないで、電子的な画面の中で診断しているという状況でございます。診断するにつきましては、放射線科の専門の医師がいるということでございまして、それをもって先生方も診断しているということになっております。

それで、院内では基本的にはフィルムは使わないということで今進めております。ただ、診療所さん関係、医院さんの関係の中で、照会をする場合もございますので、そういう場合は画像解析ソフト、システムがない場合につきましては、フィルムで照会をさせていただくという場合はございますので、よろしくご理解をお願いしたいというふうに思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑。14番阿部議員。

○14番（阿部信孝議員） 私も企業会計の決算委員にはならない予定でありますので、1つだけ質問させていただきます。

今病院会計、それから水道会計を起債残高とちょっと調べてみました。政府で去年でしたか、5%以上の起債残高、いわゆる金利の高いものに対しては借り換えができるという法律ができたはずであります。前にも私も一般質問でちょっと話をしましたが、今横手病院の方は、昭和60年から平成4年までの間の未償還額が19億4,000万あります。総体では64億8,000万ありますけれども、この間の金利が、高いのは7.1%、低いので5.5%であります。まず、企業会計の場合はできないかどうかわかりませんが、借り換えができるかどうか。できるとすれば、そういう考え方があって、国に申請をするのかどうか。その点を教えてください。このことについては、この後横手病院は30何億をかけてまた増築するということもありますので、その点をわかりましたらお願いします。

○田中敏雄 議長 病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 起債の借り換えという部分でございまして、補助金なしの借り換えということで、19年度から3年間で特例的に実施されるということでございます。ということで、現在病院事業につきましても、そういう通知が参っております、現在借り換えをする方向で検討したいなというふうに考えておるところでございます。具体的にどういうふうな手順になるのかということにしましては、これから上部団体と協議していきたいというふうに考えております。

○田中敏雄 議長 14番阿部議員。

○14番（阿部信孝議員） この前の一般質問では、例えば19億あっても全部の借り換えはできないようないろいろな細かい条件があるそうでありますが、仮にこれはどの程度借り換えできますか。

○田中敏雄 議長 事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 それぞれの団体によって借り換えできる利息の率に違いがございまして。ということで、病院事業会計がどれぐらいの適用になるかにつきましては、現在精査中ということでございまして、まだ概要は固まっていないということでございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありますか。16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） 私もちょうど委員会に入りませんので、1つ聞いておきたいと思います。

この公営企業の監査指摘にもありますように、平成18年度、診療報酬改定が史上最大の下げ幅、そういう環境の悪化の中で、やはり黒字を確保したことについての頑張りについては素直に評価したいと思います。

ただ、この中で看護体制の拡充が必要だった、そのために正規の看護師を採用していただいた、非常に良かったことについては一面では良かったんですけども、これが将来において切るというわけにはいかないでしょうし、経営の圧迫要因になるおそれもあるのではないかとという危惧を抱いている面もあります。そういう部分の中で、将来診療報酬等の改定等、十二分な検討を加えた結果の拡充策だったと思いますけれども、その点についてどういう経過において職員採用なされて、経過としてどうなっていくのか、その点について1点お聞きします。

それから、どうしてもこれで指摘されているんですけども、指摘の中では未収金について2つ、監査委員の方々が監査指摘されているのは、横手病院については1,279万、不納欠損にならないように過年度分ですね。それから大森病院については、個人未収繰越額が増加傾向にあると、こういう指摘をなされております。これについては各事務局長が監査委員の方にはこうこうこういう理由でという部分の中で説明はなされたと思いますが、我々、何分にも委員会に行けないわけでありますので、ぜひともこの部分についての対応策をお聞きしたいと思います。もちろん経過においてもですね。

○田中敏雄 議長 事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 最初に看護師の採用と看護体系のお話がありました。

昨年18年度の診療報酬の改定の中で、看護体系の見直しという部分がありまして、市立横手病院の場合につきましては、2.5対1という看護から、新たに10対1という、比率がちょっと考え方が違ってしますのでちょっと違いますけれども、ランクとしては1つ上の看護体系をとるということで、実は入院収入、看護を手厚くした部分で入院収益を確保するという形の経営を行わせていただいたということでありました。その中で看護師さんを採用しているということでありまして、現在その上7対1という看護体系もございますけれども、ほかの全国的に見ますと、7対1の看護体系をとる病院が少しずつ増えている状況でございます。19年度、20年度に診療報酬の改定がまたあるわけですけれども、この中で新しい看護体系がどういうふうな診療報酬になってくるのかという部分も含めながら検討していかなければならない部分になるだろうというふうには思いますけれども、現在の10対1という看護体系の中で、入院患者さんの手厚い看護という部分を確保しながら経営を進めていきたい、収入を確保していきたいということでございます。

仮にこの体系の診療報酬がずっと下がってきたといった場合を心配されていることだろうというふうに思います。この部分については注意深く診療報酬の状況を見ながら対応していかなければならないのかなというふうに考えております。ということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

未収金につきましては、現在市立横手病院では徴収専門の方を1人お願いして回っているという状況でございます。特に未納になっている方につきましては、電話での催促、あるいは入院費用につきましてはその都度郵便振替用紙を同封して納入をお願いしているということでございますので、引き続き未収金の解消に向けた努力を行っていききたいというふうに思います。

よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成18年度横手市病院事業会計決算及び平成18年度横手市水道事業会計決算については、18人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本決算は18人で構成する決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり18人を指名いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました18人の議員を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

◎議案第8号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第18、議案第8号横手市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議案第8号については、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第9号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第19、議会案第9号横手市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第9号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第9号については、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後の再開時間を1時15分といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時15分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第125号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第20、議案第125号政治倫理の確立のための横手市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第125号政治倫理の確立のための横手市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律に基づきまして、字句の整理、条項の整理を行うものが主な内容でありまして、実質的にその部分については変更はございません。ただ一つ、変更を加えたのが7ページをごらんいただきたいと思っております。

7ページの5行目のところ、第5条のところの後段にあります「市のホームページにおいても資産等を公開するものとする」という1項を加えました。今までは閲覧の申請を受けまして、それによって市民の皆さんが見ることができるということでありましたが、積極的に情報を公開するために市のホームページにおいて公開するという条項を加えたものであります。

以上で説明を終わります。お願いします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第21、議案第126号横手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第126号横手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、横手市に公平委員会を新たに設置しておりますので、これに伴いまして過去のものでは秋田県人事委員会にお願いしていたときには、秋田県人事委員会からの報告を公表するという内容にしておりましたが、公平委員会設置時にこの条例についても改正すべきものでありましたが、取り落としをしまして、今回これにつきまして「人事委員会による報告」というところを「公平委員会」に改めようとするものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

◎議案第127号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第22、議案第127号横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第127号横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されまして、育児短時間勤務制度が導入されることになりましたので、これに伴いまして条例を改正しようとするものであります。

主な内容であります。小学校就学前の子供を養育する職員について、常勤職員の身分のまま育児のための短時間勤務を認める制度が8月1日から導入されましたので、これを受けて条例に規定しようとするものであります。

関連して、育児休業した職員の職務復帰後における給与についても、これまでは育児休業した期間の2分の1の期間を引き続き勤務したものとみなして号給調整を行っておりましたが、人事院規則の改正に準じて、最大で育児休業をした期間をすべて勤務したものとみなして号給調整をすることができるようにするものであります。

以上、説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） この条例に関しては、今、求められている国として、それが地方自治体として認められているものと理解はしておりますけれども、ただ、ここの地場の企業に、この条項は当てはまっているかどうかということ考えた場合に、やはり市民の中で、ああ、役所はいいなという部分がやはり声としてあるわけでありまして。これを改正して、ますます市の職員について両立を図る、仕事と家庭と両立を図るということが、それは非常にいいことでありますけれども、もっと大事なことはこのことを地場企業に理解をしてもらって、ここの地場のその女性の方々、あるいは子供を持つ方々が仕事と家庭を両立できるような環境を整えていく方向性だと思います。このことが、ただ一つ変えることでなくて、この後これを変えることによってどうしていくか。その方向性をどうしていくのか。手法も踏まえて1つ質問をさせていただきます。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 まず、地域の中で、どこが一番最初にやるのかということになりますと、法律に基づいていろいろ仕事をする我々のところが、もしかすればトップになるかもしれないということは1つあるかと思えます。ただ、先進的な企業であれば我々がやる前にやるということもあるかもしれませんが、中小においてはなかなか難しいという面もあると思えます。この短時間の勤務制度を市内の働く人方に広めていくための手法としては、今、男女共同参画社会の実現を目指すために男女共同参画推進室というものを設けておりまして、例えば、子育てを支援する体制が会社にとっても、言い方はちょっと俗っぽい言い方ですが、会社にとっても儲かることですよというのが最近は出てきていまし

て、それらの研修なども行いながら、県の事業所、協定を結ぶ事業所なんかも今、拡大してきていますので、それらとあわせながら、これらの制度についても事業所の方にいろいろ訴えながら採用していただくようお願いしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

◎議案第128号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第23、議案第128号横手市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第128号横手市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、建設物の安全性の確保を図るために建築基準法の一部が改正されております。それに伴いまして、本市が行っております建築確認手数料を改正しようとするものでございます。

建築基準法の一部改正の主な内容であります。確認申請の厳格化というのが一部設けられておりまして、審査項目が増えております。審査項目が増えておりますので、当然、確認申請時に添付される図面等も増えております。それから、もう1点は、構造計算適合判定の義務付け化というのが今回の改正に含まれております。それから、3点目であります。中間検査の義務付けというのも今回改正の内容になっております。

主な改正点は以上のようなことでございまして、手数料を改正しようとするものでございます。

すみませんが、26ページ、27ページをごらんいただきたいと思っております。

26ページの別表第5の4の方であります。これは建築等に関する確認の申請の手数料の部分であります。それから、27ページの方は工事の完了の検査の申請に伴う手数料でございまして。現行に比較しますと、確認の申請手数料につきましては28.6%から44.4%のそれぞれ増となるものであります。それから、完了の検査の申請の手数料につきましては40%から50%それぞれ増という内容であります。

以上、手数料条例の説明といたします。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第129号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第24、議案第129号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第129号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

午前中の市長の所信説明にありましたように、本年の10月から市町村の中小企業融資あっせん事業に信用保証協会と金融機関が適切な責任分担を図る責任共有制度が導入されることになりました。本事案は、通称マル横と呼ばれております、横手市中小企業融資あっせん事業にもこの責任共有制度を導入しまして、また、導入によって資金調達の影響を受けやすい小規模零細企業者に対し、これまで同様の保証制度を維持するため、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

現在、マル横を含めました県内各市町村の融資あっせん事業の利用につきましては、秋田県信用保証協会が金融機関に対し100%保証しております。それが前述しましたように、本年10月から国の指導により保証協会と金融機関とで責任を分担するという責任共有制度がスタートするわけでございます。これにより、10月から協会保証が80%、金融機関が20%の割合で保証の責任、いわゆるリスクの分担をすることになります。ただ、この責任共有制度導入に当たっては、金融機関もリスクを担うということで、特に小規模零細企業におきましては一時的に資金調達に苦慮するという懸念が予想されます。そのため、小規模零細企業に対しまして条例を一部改正し、あわせて施行規則も一部改正し、制度の既存保証残高を含め1,250万円の範囲内での利用であれば現行同様に保証協会100%保証で貸し付けを行うというものでございます。

小規模零細企業の要件としましては、中小企業信用保険法で規定されています商業、サービス業にあつては従業員5人以下、製造業にあつては20人以下の事業所となっております。マル横の貸付限度額は1,500万円でございますが、小規模零細企業であっても限度額いっぱいの1,500万円の借り入れは可能でございます。ただし、その場合、1,250万円を上回る250万円分につきましては、保証協会80%、金融機関20%保証の責任共有制度の貸し付けとなります。

18年度の利用実績を見てみますと、全体の保証承諾件数は550件、そのうち小規模零細企業として該当する事業所は286件となっており、この286件すべてが1,250万円以下の借り入れとなっております。これからしまして、10月以降、責任共有制度が導入されましても、そう大きな支障はないものと思っております。

条例の一部改正案の内容につきましては、第1条に小規模企業者の追加、また、各条文の整理、文言の整理となっております。

参考資料としまして、新旧の条例対照表を皆さんにお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、附則としまして、この条例は、本年10月1日から施行するというものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。14番阿部議員。

○14番（阿部信孝議員） まず、この中小企業融資あっせんに関する条例については賛成であります。この第1条の2項に、比較的一般金融機関から融資を受けることが困難な人という、これの定義をまず1つ教えてください。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 マル横の利用に当たりますと、比較的大きな事業所から、あるいは比較的小きな事業所まで多岐にわたって利用されております。ただし、貸し付けに当たりますと金融機関の方でいろいろ審査されることになっております。やはり小規模事業者につきましても、やはり経営基盤というものがいろいろ金融機関の方から問われるといたしますか、そのような状況であります。そういう部分では、従来は協会100%保証で金融機関もいろいろ貸し付けに対しては配慮なされてきたわけでありましてけれども、今後10月1日からは共有制度ということでリスクの分担があるということで、そうしますと金融機関の方でなかなか経営基盤の弱い事業者に対しては、俗に言う貸し渋りですか、そういう部分も懸念されます。ただし、この部分につきましても、今後、金融機関に対しましてこの責任共有制度の説明会で説明を行っていくこととしておりまして、その際強く指導していきたい、このように考えているところであります。

以上です。

○田中敏雄 議長 14番阿部議員。

○14番（阿部信孝議員） これ私は17年前に申し込んだことがあるんですよ。市ではすぐ承諾してもらえんですけども、まず保証協会、保証協会がさらに金融機関にその状況を話をして、最終的にはならなかった。私がそのときは内容が悪かったせいもありますけれども、貸さないんだ、はっきり言って、貸さないんですよ。今は金融機関では、例えば自動車ローン、住宅ローン、全部その人が個人的に借りている借金全部分かるんです。なかなか借りるといことが今、困難な時代になっております。

そこで、市で例えば市長の承認を得れば借りやすくなるかどうか、私はその点はちょっと不確実かなと思っておりますが、金融機関に対してその辺を強く要請するかどうか、もう一度お願いします。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 マル横資金につきましても、あくまでも運転資金と設備資金ということになっております。これに対して貸し付けを行うと。市におきましても、保証料といたしますか、これを全額負担しているわけですが、いずれにしてもこれからの説明会に当たりますと、スムーズな融資事業を行えるよう金融機関に対しても強く指導してまいりたい、このように考えているところであります。

以上です。

○田中敏雄 議長 14番阿部議員。

○14番（阿部信孝議員） 今までこの融資をあっせんして、市は損失金の10分の1を補てんすることになっていますが、そういう実際の事例がありますか。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 18年度、3件の事例があります。

【「金額を教えてください」と呼ぶ者あり】

○阿部充 産業経済部長 金額につきましては117万3,000円でございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。19番堀田議員。

○19番（堀田賢逸議員） 今の説明を聞けば、国は80%と20%と、横手市は極端に言えば100%というように、そのように聞こえてきますけれども、もしかすれば国の方の考えが間違っているというふうに市の方で考えているのでしょうか。そこら辺はどうでしょうか。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 責任共有制度、先ほどご説明しましたように、保証協会、金融機関でリスクは分担するということですが、市の10%につきましては、仮に利用者が返済に困難になったと、これまで保証協会が100%保証しておりましたので、保証協会が代理弁済します。その分について市の方で10%持つ、このような制度になっております。10月1日以降もこの制度は変わりございません。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第130号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第25、議案第130号横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 議案第130号横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、各地域の消防団組織の見直しに伴い団員の定員の数を減少させるために一部を改正しようとするものであります。

32ページをごらんいただきたいと思っております。

第2条中、現在の定員が「3,281名」ですが、これを183人減じて「3,098名」にしようとするものであります。

なお、現在の団員数は2,829名であります。各消防団長さん方ともいろいろご相談しながら、現在の定数と団員の数の差がいろいろあるわけですが、その中で支障を来さない範囲で定数をどのよ

うにするかというご相談を申し上げながら、今回は183名を減じて3,098名にしようとするものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。30番播磨議員。

○30番（播磨博一議員） ただいまの説明によりますと、各地域の団長さんの相談のもとに減員という話でございましたけれども、現在の定員ですけれども、合併前の旧市町村の消防団員の定数をそのまま足した総数だと思いますけれども、それなりに各合併前には定員を決める場合に、それなりの地域の実情に合った定員というのがあったわけですが、今回あえて、こういうふうな減員になるという理由はどういうところにあるのでしょうか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 まず、消防団員確保について、皆さんそれぞれご努力していただいておりますが、現実には今、2,829名ということになっております。そうした中で、合併時の消防団員数について、このままでよろしいのかどうかということをいろいろご相談申し上げました。4つの地域では今よりも団員が減員しても、現在の体制の中で大きな支障など起こさないように対応ができるということで減員をすることといたしました。そういうことですので、基本的には現在の体制の中で大きな支障を来さない範囲で、現員数定数が従前の合併時のそのままでもよろしいのではないかとということで減員したものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 30番播磨議員。

○30番（播磨博一議員） ここ数年来、消防の器具とか、あるいは設備に対しては非常に大きな予算を用いまして体制を整備してきたわけですので、一般の火災、あるいは小規模な災害等に対しては十分な対応ができるのではないかとこのように思いますけれども、例えば、この前の中越地震のときのような大規模な災害が起こった場合には、この地区もその可能性がないわけではございませんし、現に雄物川地区ラインにおいては堤防のないところもございまして、水害等の危険性も非常に大きいものと思われれます。そういった大規模な災害の場合には、いわゆるマンパワーというのが非常に必要になってくるのではないかなというふうに思います。今回改正される人数で、そういった場合の大規模な災害に対して消防団としての活動が支障ないものかどうか、その辺のご判断はどういうふうになされたのか。

それからもう1点、総務省の消防庁の方では、こういった地域団体の消防団員の数を訂正する場合には減員というか、減らすことのないようにというふうな通達が県を通じてあるのではないかなというふうに認識しておりますけれども、これは今のところ、国の方の通達に逆行しているというふうに思いますけれども、その辺の考え方をお願いします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 大規模災害については、基本的にこの場でどの程度の災害かとか、そういう予測がなかなか難しい面もありますので、はっきり大丈夫だとか、そういうことはなかなか申し上げに

くいんですけれども、現在、横手市で起きているさまざまな災害の中では現員の2,829名で一定の対応ができるというふうな判断をしております。さらに、であれば2,829名でよいのかということではありますが、やはり大規模災害等も念頭に置きながら、もう少し団員の確保に何とかしなければならないのではないかとということも含めて検討した結果、その現員数よりも多い3,098人の定数ということになっています。

もう一方で申し上げますと、消防団員の皆さんの設備の充実とか、そういうものについては、この後も一生懸命やっていきたいというふうに思いますが、一方で、団員の定数による費用負担なども全国レベルの会への費用負担とか、そういうもの、定数によって費用負担が必要だというものもございます。それらについては、ここずっと現員数が少ないんですけれども、その分の費用負担は努めてきましたが、それを一定程度改善して、それらの費用負担をむしろ自分たちの施設整備なり、そういうふうなものに向けた方がよろしいのではないかとというふうなこともいろいろ考えながら進めてまいりました。基本的には、お金の面については団長さん方とは余りお話しはしておりませんが、基本的には今いる団員の皆さんのお力で住民の皆さんの安全を守ることが無理かどうかという点を考えながら3,098人確保、一生懸命頑張って確保して、そうなれば大規模災害等も含めて対応できるのではないかとというふうに判断したものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 30番播磨議員。

○30番(播磨博一議員) 今、改正後の定員に対しても現団員の数の方が少ないというふうな状況の中ですけれども、なかなか団員になり手がいないということで、実際、各現場では非常に困っているという現実には私も十分わかります。だからといって、定員を、またある意味で経費の面で非常にかかり増しといいますか、無駄な部分があったのだというふうなお話ですけれども、本当に大きい災害の場合には、住民がやはり一番頼れるのが身近な消防団、あるいは消防団員の活動ではないかなというふうに思います。そういう意味では、非常に頼りにされる消防組織にならなければというふうに思います。先般、私のところに配付されました横手市の国民保護計画ですか、あの中にもやはり万が一の場合には住民の避難誘導についても消防団としての活動の位置づけがございます。有事の際には、それから、大災害の際には消防団員が1人で住民を避難誘導できる範囲というのは、統計により決まっているようですけれども、今回の改正によって、それが多分下回らないような設定になっているとは思いますが、地域の、あるいは横手市の万が一の災害の場合には市長が最終責任者といいますか、一番の最大の責任者であるというふうに思っておりますので、市長は今回の改正に当たりましてですけれども、消防団員の数が減っている、その定員を減らすということですが、反面いかにしてその消防団員を集めるといいますか、参加を進めていくか、そういった方法、例えば機能別消防団員、あるいは消防分団、それから、公務員の方々にも消防団員に加入してもらおうというふうな加入率、消防の定員に対するの充足率を上げる努力の方が最も大切でないかなというふうに思います。そういったことも含めまして、市長のご見解をお伺いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私は持論としてであります。最近の火災の発生件数だとか、さまざま市民の皆様
の防災・安全にかかわる部分において、消防団の役割が少しずつ変わっているのではないかなと思って
おります。水防という部分もちろんあるわけでありましてけれども、大規模地震等々も含めました、そ
ういう従来なかなか想定しがたいことも含めた、あるいは山の遭難だとか、いろいろ従来消防という言
葉だけでくくれない仕事、業務が消防団の皆様が付加されていると、お願いしているという側面が強い
と思います。そういう観点からすれば、こと横手市に限った話ではないと思いますけれども、地域の防
災にかかわる団体という、そういう組織に将来的には私は衣替えすべきではないかなというふうな考え
方、私論でございますが、持っておるところでございます。そういう観点に立って考えていくことが、
これから必要だろうと思っている次第でございます。現状の中で、消防団員の方々がなかなか募集して
も集まらないというのは、やはり地域経済、地域社会が変容してきているからだというふうに私は思い
ます。そういう中であって、従来のような努力では集まりがたいというのも現実でございます。ご指摘
のあったような機能別消防団だとか、市の職員のそういうふうに通じるだとかということも、努力はこ
れからもやはりしなければいけないと思いますが、基本的には、なかなか集まりがたいという状況はこ
れからも続くのかなと思います。そういうときに、冒頭申し上げたように、消火活動とはまた違う意味
も含めて、地域の防災を担う方々に結集していただく、そういうふうな考え方も我々研究して持ってい
かなければいけないだろうというふうにも考えているところでございます。

今、当面のご質問に答えた形にはなっておりませんが、いずれ現状では我々の努力、そして、
消防団の皆様のご努力では、実際の現実の人員を一気に定数まで増やすには至りがたい状況だという判断
のもと、実態に合わせて定数を削減させていただいたところでございます。もとより、これによって地
域の防災力が低下することがあってはならないわけでありまして、そういう面で努力はこれからもし
てまいりたいと思います。

以上であります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） 今の総務部長の答弁等聞いていて、1つ心配なことがありますので、所管で
ないのでお聞きしておきます。

4つの地域の団長さん方からお話を聞いて、その実数に合わせる意味で定数を改正した。その数は
183人だと、そういうことでありました。今、私も消防経験者ですから、定数で頑張っておられる部も
ある。それから、定数が20名のところ15名で頑張っておられる部もある。そういう部分の中で、今の説
明の中では20が15人しかいないから、じゃ定数を16か17人に減じよう。25のところは定数が減っている
部分については23から減じよう。そういうふうに通じる受けとめましたけれども、この183人の実数の中で満
の部、定数の満の部から減らすという部があるのかどうか。まず、その辺の詳しい説明がないというこ
とが1つであります。

それからもう一つは、さまざまな経費がかかると。定数が減ることによって、その経費がいくらでも改善するんだという説明もありました。そのことは団長さん方には話してもいないというお話でありましたけれども、やはりその部分をきっちり説明をしておかないと、団として説明しておかないと、非常に誤解を受ける部分が非常に大きいと、現実にはですね。やはり一つの組織の中で団長がいて団員がいるわけです。流れの中で、伝達事項の中で、何で我々の組織が減るといふ部分の中で、いないからだといふだけの理由ではどうも理由が希薄ではないか。だから、その部分についていま一度、明確に丁寧に説明をしていただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 まず、現員数がないから削減するということではなくて、先ほども申し上げましたが、合併前に消防団組織の見直しを行った地域もありますし、そうでない地域もあるということでありまして、そういうトータルの中で消防団組織の見直しを行った結果、最終的には4つの地域において定数減になっても、要するに、市民の安全を守る活動を続けていくことができるというふうなことで定数削減をするということになりました。充足率につきましては、改正前の充足率で一番低いところが71.3%、一番高いところで93.8%でありました。改正後の一番低いところが84.9%、高いところは同じ93.8%ですので、従前団員が多くいるにもかかわらず定数を削減したというところはございません。

それから、お金の面でありますけれども、先ほど申し上げましたが、要するに、現員数と定数がかなり差があるわけですが、それについて見直しを行って、市民の安全を守るために消防団の皆さんが活動する範囲に必要な範囲はこれくらいというところで3,098人にしましたが、その差というのは要するに、経費はその部分はただ納めるとか、そういうことで使っていたお金を、むしろ消防設備の充実とかそういうものに、実質的にそういうものを使う方がよりベターではないかということでお話を申し上げました。ですから、そのお金を何かに節約するというのではなくて、同じ消防にかかわる経費の中で定数がもう圧倒的に多くて、実際にはその恩恵をこうむらない部分についてもお金を納めなければならないという部分は、全体の中ではそれをむしろ内側の方に使った方がよろしいのではないかというふうなことをさっき申し上げましたので、そういうふうなことで消防の充実の方にも、お金の面でいいますと、消防の充実の方にも一定程度、今回の団員削減は寄与できるのではないかなというふうに思っているところです。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。6番柿崎議員。

○6番(柿崎孝一議員) ただいま総務部長と市長さんから答弁いただきまして、私も全く消防団の活動の、実際自分やってみておる段階でありますけれども、消防団員の持つ機能というのは本当に多岐にわたって、なかなか大変、あと会社の理解もなかなか今、得られないという状況であります。持ち場で消防団のものではなくて、市長が言うには防災組織として見直ししなければいけないと、そういう答弁であればこそ、今、団員の定数見直しではなくて、ある程度そういう今後の見通しのついた段階で削

減して、ほかの機能をつくっていくというのが筋だと思いますけれども、そういう今、切ってしまうよりも、しっかりその後の体制を整備した上での団員の定数減ということでは納得がいくと思いますけれども、それがすぐに見直ししたいという意味で、いつ頃までにどういう機能をつくりたいという目標がない段階で、そういう定数の削減を行うというのは大変問題があると思います。

私、前回の一般質問でも機能別団員、消防団、女性団員のことも話しました。今、災害の起きた場合、やはり頼れるのは地域の住民であります。大きな消防署からの職員もやはり手が回らないということで、どこの災害、いろいろな災害・水害の場においても活躍、手助けしてくれるのは地域、隣の人でありますので、そういうコミュニティの充実といった意味からも、やはり女性含めて地域で、団員の形はいろいろな形がありますので、団員を確保しながらみんなで本当に現場で働く人もいますし、後ろで支える方も、そういう団員をしっかりと充実したものにしていかなければならないと思っておりますので、その辺なぜ今、お金の面で回せるというのがありました。実際幾ら、まず回せるのか。実際そういうお金よりも組織を、マンパワーをしっかりと充実させる方が私、先だと思いますので、その辺の答弁よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 まず、団員の皆さん、日本で唯一の義勇的団体だというふうに言われておりますし、その義勇的団体ですので、身を投げ打って活動するという方々であります。いろいろな多くの皆さんがそうなればよろしいんですけども、必ずしもやはり身を投げ打ってやるというだけの崇高な意思を持った人方になっていただいている関係から、いろいろな人に、あなたもそうしなさいというわけにもなかなかいかないものだというふうに思います。そういう面では、団員確保は一生懸命、先ほど申し上げられました機能別消防団だとか女性だとか、そういうことで一生懸命やらなければならないということは認識しているつもりですし、これからも何とかして頑張っていきたいというふうに思いますが、現在のところで2,829名、現在の定数は3,281名というかなりの差があるわけです。定数改正して183名減ということになりますと、お金の面では400万円近いものが、ほかの消防設備等に回せるようになるのではないかとこのように思っています。今の開きでいきますと、現員数で計算した会費と、それから定数で計算したものでは額は1,000万円近いお金が違っております。そういうところも考えながら、できるだけ外に出すのではなくて自分方でそれを回すようにした方が、出来るものであれば、もしも絶対出来ないとなれば、それは1,000万円でも出してやなければならないと思いますけれども、それは幾らでも自分方の充実に使えるようにした方がいいのではないかなというふうに思いながら、こういう作業を進めました。

それから、正直申し上げまして、崇高な考えを持って消防団に参加する人が仮に多く確保できるということになれば、そのときには全体の組織を見ながら、場合によっては、またその定数増をお願いしなければならないのかなというふうにも思っていますので、どうかひとつよろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

◎議案第131号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第26、議案第131号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小野順一 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第131号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

提案の理由であります。少子化による児童数の減少に伴い、適正規模の小学校統合をし、併せて教育環境の充実を図るため条例の一部改正の議決をお願いしたいというものであります。

内容であります。昨年9月に中間案として提示いたしました市立小・中学校統合9案中、早期の統合を目標に取り組んでまいりました大森小学校と白山小学校及び川西小学校の3校が、このたび保護者や地域住民の理解を得まして、新たに市立大森小学校として開校する運びとなりました。よって、条例の別表第1の中の「横手市立白山小学校及び横手市立川西小学校」の項を削りまして、施行の期日を平成21年4月1日にしたいというものでございます。

なお、この統合によります新しい大森小学校の向こう6カ年の状況であります。児童数は約300人程度で、また、学級数もそれぞれの学年で2学級ずつの12学級で維持されて推移する予定であります。

以上、よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第132号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第27、議案第132号建物の所得についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第132号建物の取得についてご説明申し上げます。

取得の目的であります。横手駅東口駐輪場として改修し、使用するために取得をしようとするものでございます。

建物の規模でありますけれども、鉄骨造平屋建て、一部木造もありますが、延べ2,002.2平方メートルであります。

建物の所在であります。横手市駅前町355番地12ほかであります。この敷地につきましては、横手市の市有地でございます。

取得金額でありますけれども、1億705万6,173円であります。これにつきましては、建物調査を実施いたしまして算定いたしました金額であります。

取得先であります。横手駅前商店街振興組合理事長、子野日完治氏であります。

続きまして、横手駅東口の駐輪場関係について、現状並びに将来について若干ご説明申し上げたいと思います。

初めに、現状であります。JRの敷地の一部をお借りいたしまして、現在310台収容の駐輪場がございます。これはご案内のとおりであります。この駐輪場、310台でありますので、横手駅東口関係でいきますと約700台前後の駐輪が認められております。ということで、約半分ぐらいしか使用できないというのが現状でありまして、300台強が青空駐輪と申しますか、駅前交番の周辺、ユニオンビルの周辺等々に駐輪されている状況でございます。現在の310台収容の駐輪場につきましては、この新しい駐輪場が設置になった暁には、先ほど申し上げましたが、敷地がJRの敷地でありますので、解体をいたしまして敷地はJRに返還をするという予定にいたしております。

それから、認められますと取得をいたしまして、新しい駐輪場として改修、整備をするわけですが、収容台数といたしましては約750台を見込んでおります。そういうことで、来春からは750台の駐輪場として供用を予定いたしております。さきに午前中の市長の所信にも述べておりましたが、その前に実は本日から、9月3日からであります。駅前商店街振興組合のご厚意によりまして借り上げをいたしております、借り上げと申しますか、無償でお借りいたしまして、既に暫定の駐輪場として本日から使用可能ということになっております。これにつきましては約250台を収容するスペースを設けまして、供用いたしております。まだ現場の方は見ていませんが、本会議終了後、現場の方を確認いたしまして、ちゃんと停められているなということを確認したいなというふうに思っております。

一応この取得した財産建物につきましては、9月から実施設計に入りまして、11月、あるいは12月の頭から工事にかかりまして、来春の3月末の竣工を目指して整備をしていきたいというふうに考えています。そういうことで、これが完成いたしますと、ほぼ駅前における路上駐輪等々は無くなるというか、無くしていきたいということで、高等学校、あるいは一般の勤め人の方々にも周知を図りながら、駅前の環境整備を図っていきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。17番菅原議員。

○17番(菅原恵悦議員) 今の所得金額1億705万6,173円、これは建物の評価額というようなことでしたけれども、その詳細をお聞きしたいなというふうに思います。

それから、あそこの駐車場、私、何回も駐車して、車は駐車したことあるんですけども、自転車を750台置くように工事をするというふうなことでございますけれども、それについては、もしわかっていたら、

どういふ工事をして自転車を750台置くようにする、あのままでだめなので工事をするというお話でしたので、それと、それにかかる費用ですか、そういうものもわかっていたら教えていただきたいと思ひます。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 1億705万6,173円の件であります、これにつきましては建物調査を実施いたしました補償額を算定したというのは先ほど申し上げました。予算上では1億600万予算を計上いたしておりました。これにつきましては、予算を置く段階では建物調査は実施まだいたしておりませんでしたので、築後の経過年数ですとか耐用年数等々を勘案いたしまして、当時平成5年の建築時の工事費の約62%を見て計上したというのが、19年度当初予算に置きました1億600万でありました。もちろんそれで交渉するわけにはまいりませんでしたので、その後建物調査を実施いたしまして、こういう額をはじき出して交渉した結果、まとまったということでもありますけれども、その予算を計上した時点と若干一、二点、前提条件が若干変わっているところがございますので、そこをご説明申し上げまして、ご理解をお願いしたいと思います。

予算計上時、いわゆる推定補償率を出す段階では、駐車場としての耐用年数を30年というふうに計算をいたして出しています。14年経過しておりますので、耐用年数からいくと、もう16年ということで計算をいたしておりますが、今回の建物調査によりまして、なかなかいい事例がもちろん今まではなかったわけですので、建物調査の結果におきましては、既存建物の耐用年数を31年というふうに建物調査としては当てております。

それから、もう1点は、既存工作物というのが結構ございまして、というのは出入り口の精算機関ですとか、看板等々若干ありまして、その点は当初予算上は積算としては見ておりませんでした、実際に建物調査を行った段階ではそういうものがありますよということで、そういうものも一式含めて補償する、あるいは取得をするということで、額としては予算上からしますと105万6,000円ほど上回っているというのが状況でございます。

それから、新しい駐輪場の750台収容の関係でありますけれども、改修工事費として、今、まだもちろん発注になっておりませんのであれですが、改修工事費といたしましては、約2,300万円を見込んでおります。改修の内容でありますけれども、建物本体については特段手を加える予定にはいたしていませんが、もともと駐車場でしたので照明器具はほとんどございせん。ということで、照明器具を設置するのがまず1点であります。

それから、もう1点は、当然自転車を置くためのラックを設置いたしまして、整然と駐輪できるように自転車駐輪用のラックを予定いたしてあります。現在の駐輪場にあるのは二段式になってはいますが、二段式ではなくて平場、平式と申しますか、1台ずつ入るラックを整備するというのが改修の主な内容であります。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑、34番寿松木議員。

○34番（寿松木孝議員） 今、17番さんが聞かれましたので、この評価額等につきましては大体のことがわかりました。

それで、1つ私わからないことがあります、市有地にこの駅前商店街振興組合という方々が建てられているという形になっております。この最初につくられたときの経緯と、それから、どういう形でこの事業が進められてつくられたものかということをお知らせ願いたいというふうに思います。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 もとものの所有者は国鉄清算事業団の土地でありました。国鉄清算事業団の土地を法人とはいいいながら、当時民間には払い下げをしないというような、そういうような内規と申しますか、あったようであります、いずれ商店街振興組合であそこに駐車場をつくりたいという話があったわけですので、駅前商店街振興組合が直接清算事業団から取得できないという状況でありますので、名義上は市が取得したというふうになっております。名義上というのは変ですが、その経費につきましては駅前商店街振興組合から市に、それ相応の額が寄附採納という形で、取得する金額相当額が市に寄附されておまして、それをもって市が取得したと、そういう経緯でありますので、商店街振興組合が市有地にそのような建物を建てているという、現状だけ見ればそうでありましようけれども、そういう経過を踏まえての現状ですので、ご理解をいただきたいと申します。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。30番播磨議員。

○30番（播磨博一議員） この1億700万何がしかの金額でございますけれども、ただいまの説明によりますと、建物調査を実施しまして、もろもろの条件を加味してというふうな説明であったと思っておりますけれども、評価の方法についてはいろいろ手法があると思っておりますけれども、建物調査というものはだれが実施したのか、市の内部の人なのか、それとも第三者の方が実施したのか。そして、こういった建物といいますが、実際建っている建物部分だけを市が購入するというのは非常にまれなケースではないかなというふうに思っておりますけれども、こういった場合に、いわゆる取得金額を決める場合の決まりと申しますか、そういうものはあるんでしょうか。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 お手元に建物の取得案件について参考資料ということでお配りをいたしております。図面でありますけれども、ここにありますA3の横長の方の下の方になりますが、株式会社国際航業というところで建物調査を実施いたしております。

それから、この1億700万円の関係であります、いずれ、こういう内部の我々私ども職員が建物調査をしたということではなくて専門家に調査をお願いして、そこではじいた額をもとにして、いずれ交渉事ですので、私どもで、あるいはプロがはじいた額がそのままということにもなかなかかなりにくい点はもちろんあるわけですが、今回はこういうことで、こうこうですよということで、よく駅前の商店街振興組合さんの方とお話し合いをした結果、そういうことであればということで、こういうことで交渉がまとまったと、妥結をしたということでもあります。当然この中には消費税相当額も含まれてお

りますし、先ほど申し上げました、当初予算では見ていなかった工作物等々も一括して取得するという
ことで交渉いたしておりますので、そういうことでそんなに大きな問題点、課題点もなく、ほぼ円満に
と申しますか、円滑に交渉が調ったというふうに聞いておりますので、よろしくどうかご理解をお願い
したいと思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第133号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第28、議案第133号市道路線の廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第133号市道路線の廃止についてご説明をします。

若干つづりが前後いたしまして恐縮でございます。36ページの前の図面をごらんいただきたいと思
います。図面を用いまして説明申し上げたいと思います。

今回廃止しようとする路線であります、路線番号1018番中島中杉沢線であります。中島を起点とい
たしまして、中杉沢集落を終点とする延長1,079メートル、幅員につきましては2メートルから6.5メー
トルという路線であります。

この廃止する理由でありますけれども、一旦市道を廃止いたしまして、担い手の基盤整備の関連で県
が一部改修を行うというような状況になってまいりましたので、ただ、県が行うに当たっては市道のま
まではできないという条件のようでありますので、一旦廃止をいたしまして、県が工事を行って完了し
た後には、またもちろん幅員等々変わるわけですが、完了後にはまた市道として認定しようと、そうい
う内容でありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第134号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第29、議案第134号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小野順一 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第134号の公の施設の指定管理者の指定につ

いてご説明申し上げます。

本案は、公の施設について指定管理者を指定するために議決をお願いしたいというものであります。

施設の名称は、横手市天下森スキー場で、増田町狙半内字天下森地内であります。

指定する団体は、株式会社天下森振興公社で、指定の期間であります。平成19年10月1日から平成22年3月31日までであります。

以上、よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第135号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第30、議案第135号平成19年度横手市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第135号平成19年度横手市一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億651万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額を468億8,379万円に定めようとするものでございます。

次に、第2条の債務負担行為の補正でございますが、5ページをお願いいたします。

第2表のとおり、4件を追加してございます。

平成19年度児童福祉施設整備事業元利償還金補助では、相愛保育園建設に伴う県整備資金2,000万円と福祉医療機構からの借入予定額の4,970万円の償還に伴う利子の全額と元金の2分の1につきまして、平成39年度まで債務負担行為の限度額を設定しようとするものでございます。

次に、東部環境保全センター計量制御ユニットリースでは、平成5年に設置いたしました制御ユニットを更新するため、平成24年度まで設定しようとするものでございます。

続きまして、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業公用車リースでは、小型車1台をリース契約するため、24年度まで設定しようとするものでございます。

また、横手市天下森スキー場指定管理委託につきましては、指定管理者への委託料につきまして21年度まで債務負担行為の限度額を設定するものでございます。

次に、第3条の地方債の補正ですが、6ページでございます。

第3表のとおり、児童福祉施設整備事業を追加いたしまして、県営ため池整備事業外8件につきまして、起債の許可額の決定などによりまして、その限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出の方から申し上げます。14ページをお願いいたします。

2款でございます。2款総務費、1項7目企画費に、路線バス代替運行事業費といたしまして286万4,000円を計上いたしております。これは、湯沢・沼館線の路線バスが平成19年の9月末で廃止されることに伴いまして、乗り合いタクシーを定時定路運行で試験運行するための経費でございます。

同じく9目地域局費、増田地域局狙半内地域センター費に79万7,000円を計上しております。これは県のコンビニ型保健福祉サービス事業の補助金の交付決定を受けまして、玄関、あるいはトイレのバリアフリー化の工事を行おうとするものでございます。

同じく大森地域局庁舎管理費に115万4,000円につきましては、庁舎の屋内消火栓等の配管が漏水しているために配管の修理をしようとするものでございます。

次のページでございます。

3款民生費、1項2目障害者自立支援給付費に介護給付費として1,708万2,000円を計上しております。これは、平成19年10月から障害者自立支援事業の支払事務が国保連合会を通して行われることになりまして、委託料で計上しておりました経費を扶助費に組み替えるための経費と、短期入所事業共同生活介護事業での利用者増による扶助費の増額でございます。

同じく障害者自立支援臨時対策事業に510万7,000円を計上しております。これは、障害者自立支援法の施行に伴い、一時的に必要な事業を行うもので、通所サービス利用促進のために送迎サービス事業や視覚障害者用の文書読み上げ装置購入などを行う経費でございます。

次のページでございます。

同じく8目社会福祉施設費、すこやか大雄管理費に1,951万7,000円を計上しております。これは、特別養護老人ホームすこやか大雄の屋外配水管が地盤沈下により断裂したことに伴いまして、配管の基礎を補強して新たに配管工事するための経費でございます。

同じく2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に病児・病後児保育事業といたしまして1,745万1,000円を計上しております。これは、保育所の園児が体調不良を起こしたり、病後の園児を保育園で保育するため、看護師を配置する保育所に対しまして補助金を交付する事業でございます。私立保育所、現在では今の段階では私立保育所7保育所を予定しております。

次に、17ページに移ります。

4款衛生費、1項5目老人保健費に老人医療費適正化対策事業として178万3,000円を計上しております。これは、これまで国民健康保険加入者のみ対象としておりました老人医療費通知書を社保加入の老人保健受給者にも広げ、年3回交付するための経費でございます。

次に、5款労働費、1項2目勤労者等福祉施設費に600万円計上しております。これは、十文字共同福祉センターの外壁の傷みが進んでいるために、外壁の補修及び塗装工事を行うための経費でございます。この600万円のうち十文字共同福祉センターは増田十文字商工会へ指定管理しておりますが、この600万円のうち工事費の2分の1、300万円を商工会で負担していただくことにしております。

次に、18ページになります。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費に特産品開発事業として62万円を計上してございます。これは、現在閉鎖しております秋田ふるさと農協西成瀬支所の倉庫及び備品を購入いたしまして、そば乾燥貯蔵施設として活用するための経費でございます。

同じく農地・水・環境保全向上対策営農活動支援事業といたしまして130万4,000円を計上しております。また、19ページになりますが、8目農地費に農地・水・農村環境保全向上活動支援事業として371万9,000円を計上しております。これらは、農地・水、環境保全向上対策事業につきまして、農業資源や農村環境を守るため、営農活動計画と共同活動計画の事業推進するための事務的な経費を計上したものでございます。

次に、20ページに移ります。

7款商工費、1項5目温泉観光施設費に公共温泉施設資金貸付事業として4,429万円を計上いたしております。これは、株式会社山内振興公社で運営しております鶴ヶ池荘の財務状況の悪化から、公社の長期借入金の返済金が困難となってきておりまして、その返済資金を長期にわたり貸し付けるための経費でございます。

続きまして、次のページ21ページでございます。

8款土木費、2項2目道路維持費に道路維持管理費として218万円でございます。これは工事請負費180万円につきましては、国営かんがい排水事業で行っております皆瀬幹線水路改修工事で、市道が拡幅となる部分4カ所の市負担分の工事費でございます。

23ページをお願いします。

10款教育費に移ります。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費に小学校管理費として431万9,000円を計上しております。これは、平成20年4月に大沢小学校と統合する福地小学校の校舎改修費と、主なのは南小学校ボイラー配管替えの工事などの経費でございます。

同じく大森小学校統合事業に3,418万4,000円を計上しております。これは、平成21年度4月統合予定の大森小学校につきまして、屋内体育館を改築するため隣接農地でございますが、約3,400平方メートルを取得し、造成するための事業費でございます。

次のページでございます。

同じく教育費、5項3目体育施設費、横手地域体育施設費に604万4,000円を計上しております。これは、横手スキー場リフト変速機の交換工事及びゲレンデの圧雪車キャタピラベルトの交換の経費でございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。7ページをお願いいたします。

1款市税では、個人市民税の現年課税分が2億9,017万円の減額となっております。これは、平成19年度当初予算積算時点で平成18年度の総所得額が前年の当初予算額を上回るもの、少なくとも落ち込むことはないと思込んでおりましたが、実際には前年所得を下回る結果となりまして、この部分の税額で

約9,000万円が予算額を下回ってしまいました。また、税源移譲による税制改正では、所得税と市民税の人的控除の差に基づく調整控除額が設けられました。この人的控除額というのは、所得税では基礎控除、例えば基礎控除38万円、実際市民税では控除が33万円で、その差額部分、これは各控除額で国税と市税では控除額の違いが出てきます。その部分の調整更正額が設けられまして、その控除額が当初見込みを約1億1,000万円上回った。この点がまた1点、さらに特別徴収によります4月・5月分の課税分で翌年度の予算額となる税源移譲分が約9,000万円、合わせまして約2億9,000万円の予算額を下回る見込みとなりましたので、今回減額をお願いするものでございます。

そのほか、歳入といたしましては、国・県支出金、市債、そのほか1億977万1,000円、一般財源といたしましては10款の地方交付税に2億2,055万2,000円、19款の繰越金に1億6,634万9,000円を計上するなど収支の均衡を図ってございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。14番阿部議員。

○14番（阿部信孝議員） 20ページの商工費、温泉観光施設費であります。公共温泉施設山内の鶴ヶ池荘にお金を貸すということですが、今、この決算報告書も見ました。これによりますと、平成15年には1,200万の利益を計上しております。しかも、いわゆる売上原価率が28.4%であります。16年度は同じ売り上げが若干減りまして、原価率が28.4%、前の年と同じですが、実質は2,000万円の赤字だと。今年も同じですね。それから、ずっと17年、18年、ずっと売り上げの原価率が下がっているんですよ。ずっと下がっているんです。特に去年は、平成18年度は35.9%、すごく原価率が上がっております。したがって、平成18年度は3,800万の赤字と。この状況になった経緯も全協でちょっと聞きましたけれども、私は副市長の社長にお聞きしたいと思います、これは支配人を含めて人事面で何か欠陥という言葉はよくないんですけれども、事業を精査して、どういう具合に努力されているのか、その点をまず1つ聞きます。

○田中敏雄 議長 石川副市長。

○石川耿一 副市長 ただいまご質問がありましたとおり、社長をしております鶴ヶ池の内容につきましては、いろいろご心配をかけておまして申しわけないと思っております。

組織でありますけれども、今現在、鶴ヶ池の人員であります、取締役、監査役含めて8名で執行体制をとっているわけでありまして、支配人、あるいは部長以下、役員ではない形で会社運営をしております。ただ、実質的には支配人を中心とした現場の職員で経営をしているわけでありまして、今ご指摘のとおり原価率等につきましても、いろいろ当然安く仕入れるものは仕入れたいというふうなことでやっておるわけですが、現実的にはなかなか原価が下がらないというのが現状であります。実は、前にもちょっとお話をしましたけれども、仕入れにつきましては、現在地元から仕入れているものがいろいろございまして、現在、総体で1億7,000万円ほどの仕入れをする中で地域内の企業さんから買っている金額が6,270万ほどでございます。そういうことから、価格的な面で競争性が少し低

いということもあるのかもしれないというふうなことがございますので、そこら辺につきましても今後更に仕入れの単価を下げることも考えていかなければならないというふうに考えております。

ただ、原価率が上がって、これからも多分上がる形に見えますのは、「山菜恵ちゃん」を今、指定管理を受けてやっているわけですが、その原価が相当高い形でこの計算書に反映されてきますので、そういう面では産直の部分についてはちょっと誤解を招く書き方があるのかもしれないと思っております。いずれにしましても、会社の体制につきましても、ご指摘のとおり後ろに大株主があるというふうに思いながら働いている方がいると大変困るわけでありまして、その点につきましても、今回貸付金という形で補助金ではありませんので、その点につきましても取締役会、あるいは従業員に対してしっかりと説明をしながら、経費の節減と、それから、売り上げの増を何しろ図らなければならないというふうに思っておりますので、その点一生懸命頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 14番阿部議員。

○14番（阿部信孝議員） この販売費と一般管理費が年々増加しております。この表を見ますと、平成15年は販売費及び一般管理費が68.9%、しかし、昨年度は73.5まで上がっております。したがって、利益が出ないということだと思いますが、いずれこのまま仮にお金を貸しても、毎年これ貸すような状況になるのではないかなという危惧があるわけですが、そうなった場合、市としても税金を投入するということは大変だと思いますので、人事面も含めてきっちり、もう少し従業員に対してきつ利益の出る方法で運営するよう、我々に提示してもらいたいのが1つであります。一般企業は、今、駅前でも温泉やっていますが、自分で土地を求めて資金を借りて、償却して借入金を返済すると、それでもなおかつ利益を若干出しているかもしれません。そういう一般の企業ができるのに、なぜいわゆるこういう市が介入したり公的機関が介入するとこういうふうな赤字になるのか、その点をもう少し反省して、社長にはきちっとやってもらいたいと思います。

○田中敏雄 議長 石川副市長。

○石川耿一 副市長 ただいまご指摘がありましたとおり、従業員に対しても経営をしっかりと考えながらやろうということで支配人を通して前にも話をしているところでありまして、給料につきましても今年度、賞与も含めて減額をしながらやってまいりましたけれども、なかなか売り上げ増につながらず、こういう状態になっておることを申しわけなく思っております。

なお、人件費の構成比率等も昨年52%を超えておりましたものを、今回51%程度に、わずかですけれども、比率を下げていこうということで、ほかのいわゆるホテル業の人件費との比較も含めながらやっていたらというふうに思っております。

なお、人件費と売り上げの比率からいきますと、平成17年度では41%の比率を占めていたものを38%まで圧縮をするなど努力をしておりますが、なお一層人数等も含めて、それから管理職の数も含めて検討してまいりますので、よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。2番土田百合子議員。

○2番（土田百合子議員） ページ数は16ページの3款2項1目の児童福祉総務費の病児・病後児保育事業についてでございますけれども、今度7施設で病後児保育が始まるということで、大変うれしく思っておりますし、感謝申し上げたいと思います。

市長の所信説明の中でも説明があったわけなんですけれども、その対象となる児童の状況を確認いたしますと、1つに児童の保育中に微熱が出たけれども、保護者が勤務の都合で迎えに来れない場合と、2つ目に病状が軽く入院の必要のない場合と、3つ目に登所前から体調不良の児童となっているということで、非常に症状としては軽い子供さんを対象にされているわけなんですけれども、お母さんたちが一番困るのは、感染症の場合、例えば水ぼうそうだとか、はしかだとか、やはり1週間以上、なかなかすぐに出られない子供さんの場合のそういう病後児保育というのはどのように検討されたのか、そこら辺もちょっとお伺いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 お答え申し上げます。

今回の件でございますけれども、市長の所信説明にもございましたけれども、これまで国では、いわゆる病後児、回復期にあるお子さんの保育所での保育と申しますか、そういったことで施策的に進めてまいりました。今度は病児ということでございますけれども、国の考え方といたしましては、比較的軽いと申しますか、土田議員さんおっしゃるとおり、そういったお子さんを対象としたという今回の事業でございます。現在、各保育所にはそれぞれ隔離施設等は病院と違ってないわけですので、いずれ感染の心配がある状況について、なお通院、あるいは入院等が必要な場合は、やはり一義的には医療機関へのお世話にならざるを得ないだろう。そういった関係で、集団でお子さんをお預かりできない場合の関係でございますけれども、私もそういった点についても今後子育てサポートで頑張っておられる市の方々と、なお話し合いをしながら対応できる方向を何とか見つけられないかということで検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 2番土田議員。

○2番（土田百合子議員） 施設の内情を見ていますと、園内に病後児保育をやられるということで、できれば公的な横手病院だとか大森病院の中とか、そういったところにも病後児保育なんかできるようになれば非常に助かるかなというふうに考えますので、その点も検討されるようお願いいたします。

以上です。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 その関係につきましては、かつて病院の院内におきましても保育所の開設といったような事例等もございましたけれども、市内においてはそういった具体的な事例はございません。今の段階で私どもの関係から具体的なことを言えないわけでありまして、いずれにしましても、

こういった少子化の中で国も含めましてどういった支援が必要なのかということについては、さまざまな形での議論があるようでございます。私どももそういった状況を見据えながら、対応していかなければならないというふうに考えていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。16番齋藤光司議員。

○16番（齋藤光司議員） 今、土田議員がお聞きした中身で、所管でありませぬので、ここで聞いておきたいと思ひます。方向性としては、非常にやってもらったことはうれしく、やはり要望がさまざまありますので、うれしいことでもありますけれども、この中身を見てみますと、まず、今の旧横手市内7カ所の民間の施設だけでやるということですよ。それから、1,163万4,000円、これが県から来ておりますけれども、独自予算として581万7,000円、合計で1,745万1,000円でありますけれども、1施設250万ぐらいの割り当てになると。そういう部分の中で、これが、この事業が取り組みはいい、確かに取り組みはいいんだけど、1回やってしまうと、こういうものというのは継続してやっていかなければいけない。そういう中で新たな事業だけでも、捨てる部分がないんですね、いつまでも。ビルド、建てものはあるんだけど、捨てるものがない。これは、必ず市の財政的な負担にはなっていくと。そしてまた、こういうふうの一つの市の中で地域が1地域ということは絶対あり得ないことで、必ず各地域局単位の中で中核施設と言われるものに、やはりこの施設を持っていかなければいけないだろうと、保育事業の中にですね。そうした場合に、それが施策として見通しですね、財政的なものも含めて絶対やっていくんだ、ここはやっていくんだという覚悟があつての今回のこの予算措置なのかどうかです。ここだけでなく、今やっているからここだけだというのではなくて。それからもう一つは、県の補助金が、もし県の補助金が低くなる、あるいはなくなっても当市としてこれをやっていくんだと、そういう覚悟のある事業なのかどうか。その点についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 お答えを申し上げます。

今回私ども2百数十万の基準額というふうな設定させていただきました。この事業につきましては、本年度年度途中におきまして国で新たに立ち上げた事業でございます。国の基準額からいきますと、312万5,000円ほどの基準額の上限があるわけでございます。現実的には今回7カ所ということで、7月末まで希望は手を挙げなさいというふうな、非常にせっぱ詰まったといひますか、そういう状況下での県からの周知でございました。

今回の7カ所につきましては、保育所内にそういった医務室等を設置している、あるいはそういう一定の壁等で仕切りが設けられるスペースがある、あるいは既に看護師等の手当がついているというふうな準備が整ったところ7カ所手を挙げたわけでございますが、いずれ私どもとしては、保育所はずっと前のお話ししますと、保育所も措置といひますか、行政が決定しておたわけですがけれども、現在は保護者が選べる、選択する時代でございます。したがいまして、公立も含めた他の保育所についても今後こうした考え方が広まるのではないかとこのように思ひます。それはそれで非常によろしいことな

わけですけれども、財政的には非常に市としても将来的にわたって負担ですので、そういった一定の額を考えなければならないと思うので、一体幾らならやれるのかというふうなことをさまざまな角度から検討してまいりました。

まず1つは、事業主体であります法人、保育所を経営しておられる法人についても一定程度選択という、保育所が選ばれるという時代でございますので、そういったサービスの向上も含めて全体的な保育所経営の中から負担をしていただくというふうな考え方に立たざるを得ないだろうというふうなことでございます。したがって、今回横手市といたしましては240万ほどの上限額を設定させていただきました。今後そういった来年度以降の状況についても、私どもお聞きしていますが、現実のところはまだそんなに余り手は挙がっておらないわけですけれども、そういった状況で増えたとしても市の今までの財源負担ですと、いわゆる年間2,000万円を超えない額として考えたつもりでございます。

それから、もう1点の関係でありますけれども、もう1点は、何でしたか……。

【「今後は各地域に」と呼ぶ者あり】

○佐藤耕一 福祉事務所長 今、申しあげましたとおり、そういった時代ですので、各地域の保育所からもそういった要望が出てくるだろうというふうに思いまして、そういった対応も将来も見据えて設定させていただいたということでございます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番(齋藤光司議員) 所長の今の答えの中には手を挙げるといいながらも、十文字町、十文字地区、旧十文字地区においてはみんな公営であります。手を挙げろじゃなくて手を挙げさせるのは所長自体が挙げさせる形なんで、そこらあたりはその全地域的に、さまざまな状況がありますよ、方向性もあると思いますけれども、状況的にこれを全地域に進めていくんだという考えですか、手をどこまでも挙げさせるという状況の中では、当地区は非常に所長の権限で挙げられるはずもないし、非常に不利益になる、そういう部分の中で、その考えを、方向性をしっかりと全地域に進めるんなら進める、そういう形の中で答えていただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 大変失礼いたしました。私立のことだけしか申し上げませんで、大変言葉が足りませんでした。公立保育所の関係でございますけれども、看護師の配置というふうな人材の確保というふうな問題もございまして、それから、もう1点、合併前の町村の段階でのいわゆる公立の保育所の児童数を見据えた統合という問題も課題でありまして、そういった議論の場を今年度中に設けたいなというふうに思っています。公立につきましても、そういった議論を見据えながら、拠点的にサービスを展開する形で私どもとしては考えていきたいというふうに思っています。

以上であります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。17番菅原議員。

○17番（菅原恵悦議員） 私から2つほど聞きたいなというふうに思います。18ページの農業振興費の中で、たしかそばの乾燥を言われたわけなんですけれども、もう少し詳しくどういうものをどこにそれを設置するのかということ1つ。

それから、20ページ、温泉観光施設費の貸付金のことですけれども、将来の健全経営に向けての貸付金だというふうにお伺いをしました。それで、今回の4,429万円、これを貸し付けると鶴ヶ池荘のこれからの経営健全に向かうのかどうか、まずその点と2つお願いいたします。

○田中敏雄 議長 増田町区長。

○高橋誠 増田町区長 特産品開発事業費62万円でございますけれども、これにつきましては、旧の中央農協の倉庫、その跡地を利用してそばの乾燥をやって、現在もやっておりますけれども、それをJAさんの方から買い受けまして、そこで乾燥等をやっていきたいと。増田ではそばを20ヘクタール植えております。それと十文字30ヘクタールございますので、そういったものをここで処理していきたいということで、農協さんの方から買い受けて、それから屋根の方かなり傷んでおりますので、そこを補修していきたいということで62万予算計上させていただいておりますけれども、ただ、農協さんの方ともまだ話し合いが十分ついておりません。これから詰めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 今回、貸し付けによって健全経営ができていくのかというご質問でありました。この4,400万の無利子の貸し付けについてですけれども、宿泊棟建設の際、振興公社の方で6億5,000万円、金融機関から借り入れしております。毎年返済しているわけでございますけれども、ただ、今回いろいろな部分で経営的な部分から19年度返済についてちょっと容易でない部分がある、そういうことで今回無利子で貸し付けようというものでありまして、将来の健全経営につきましては、経営陣並びに社員の一層の奮起をお願いしていきたい、このように考えているところであります。

○田中敏雄 議長 17番菅原議員。

○17番（菅原恵悦議員） どういうふうな形でお聞きをしたらいいのかなというふうに思いながらも、所信表明、この中にもあるんですけれども、所信説明の中にもあるんですけれども、この運営を継続して将来の健全経営に向けて判断したというようなことをはっきりと明記をされておりますし、やはりその方向でいくんだというふうな形の中で今回この審議をし、どのような形になるのかもわかりませんが、最終的には議決を求めるわけでありまして、その点、私ども議員としてもそれぞれ個人、いろいろな判断はあると思いますけれども、しっかりした材料をもとにしながら判断していかないと、いろいろな今、自治体の経営が問われておる時代でありますし、やはりお互いに議論するときにはしっかりと議論しながら、まだまだ合併して間もない我が横手市でありますし、今、ここでしっかりとした声のみならず、10の施設があるというふうなことで、この温泉施設で多分いろいろな問題、これからはもしかすれば出るかもしれませんが、それはそれとして、しっかり正面を向き合って、これ

からのこの経営企画書なりで、例えば改善するんであれば改善計画書なり見ながら、果たしてこれをこの先どうするんだ、それをやらなければ、ただ言葉だけとか、あるいは計算したものをここに出しているんですけども、これを見て、決算書を見て、お金出してくれときたら何とかしなければならぬというだけでは、やはりなかなか私どもは判断しづらいわけでありますから、その辺も含めながら、この差金も含めてですけれども、例えばこの経営計画書なり、そういうものが不要なのかということがまず第1点。必要なくても私どもの判断するというのかどうか、その点が1つと、それからこの先です、例えば全体の中で市長は当然考えられておると思いますので、この先も含めながらこういう温泉施設、将来この横手市にどのぐらいあればというふうな形に考えておるのか、あるいはまだこれから一切そういうことは考えず、これから出てきた問題をこのように一つ一つこうやっていくのかどうか、そこから辺も含めて市長の考えもお聞きしたいなというふうに思いますけれども、よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 これにつきましては、先般の全協の中でも高橋大議員の方からも具体的な地域が地域振興施設という側面を持ってつくった、合併前つくった施設というのが大半でありますので、そのことの現時点における棚卸し評価というか、こういうのはしっかりしなければいけないというふうにご指摘もありましたので受けとめて、その検討を始めるところであります。そういうことと、税金を投入しなければいけないという、いわゆる赤字補てんという部分、あるいは資金繰りに対する救済という部分は、いわゆる短期的にはやはりやらざるを得ないだろうというふうに思っております。ただし、それは短期的でございまして、今回も鶴ヶ池荘に関しては単年度だけの話でお願い申し上げます。来年については、先ほど石川副市長が申し上げましたとおり、とにかく来年に向けてはこれから売り上げを上げ、利益を、収益を改善する努力をするということ。その先については、それが実らない可能性もないわけではないわけでありまして、このときにどういう経営形態をとって、どのように事業を再構築するかということは鶴ヶ池荘に限らず、ほかの温泉保養施設だけではなくて全般的に考えなければならぬと思っております。そういういわゆるリストラクチャリング、再構築という意味ではありますが、これは抜本的に見直すわけでありまして、しかし、このたびについては、やはりこの段階で鶴ヶ池荘に支援、貸し付けという形でありますけれども、支援の手を差し伸べないわけにはまいらないという経緯があるわけですので、この分についてのご理解を賜りながら、しかし、この先については相当の覚悟で臨むということでご理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。31番柿崎実議員。

○31番（柿崎実議員） 時間もありませんから、二、三点お伺いしたいと思います。

1つは、歳入の件ですが、今、財政部長から市税の減額補正の内容が示されましたけれども、幾つか理由があったようでありますけれども、ちょっとやはりその内容、個人住民税で32億、これは2億9,000万円、約1割近い減額補正でありますから、いろいろ理由はあったにしろ、特にこの税源移譲と

の関係で、制度改正の内容は理解が不十分だったのではなかったのかなという感じがいたしますけれども、ちょっと見通しが甘過ぎたのではなかったのかなという感じがいたしますが、その点もう少し詳しく説明を願えれば幸いだなというふうに思います。

それから、交付税ですけれども、先ほどの市長の所信表明にもありましたように、普通交付税が174億円ということで、今議会で2億2,200万円の補正をしているわけでありましたが、全体的に交付税が減額される中で、我が市は2.3%にとどまったという報告になっておるわけでありましたが、その中で頑張る地方応援プログラム、これが基準財政需要額2億8,000万円ほど算入されたという説明になっているわけでありまして、新聞報道等によりますと、横手市の場合、県内他市と比較して、そういった交付税増額が多かったということでありましたし、その内容が行財政改革が他市より一歩進んでいるといったような趣旨の新聞報道があったというふうに思いますけれども、この頑張る地方応援プログラムというのは、市としてはどういうプログラム、施策を練った結果だというふうに判断しておられるのか。このプログラムに応募するのは単年度限りなのか、次年度以降もこれに安倍内閣が存在する限り、この頑張る地方応援プログラムというのは実施されるんだというふうに思いますけれども、その点、この頑張る地方応援プログラムというのは当市としてどういうものを提案をして、どう評価されたのかということをお聞きをしておきたいというふうに思います。

この歳出の方で1点だけではありますが、土木費の都市計画費、街路事業費で歳出の組み替えであります、2,800万円ということで出ておりますが、総額で街路事業費1億8,800万円あるわけでありまして、多分、中の橋の改修事業だというふうに理解をしておりますが、具体的にはどういう形で改修される見通しなのか、その辺をもう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 まず、第1点目の市税の減額の件について申し上げます。

2億9,000万円という莫大な減額でございます。先ほども申し上げましたが、そのうち1点目は、総所得が前年より少なくとも落ち込むことはないだろうという、去年の秋ごろの予算編成時の出発点でございました。それが実際には前年を下回る結果となりまして、その部分で約9,000万円が予算割れしてしまいました。それから、残りの2億ですが、この点につきましては税源移譲との関係がありまして、税源移譲の第1点目は先ほども申し上げましたが、今回の税源移譲では基本的に所得や控除が同じであれば所得税と住民税を合わせた個人の税負担は変わらないと、そういう前提の税源移譲でございました。ところが実務上では所得税と住民税では、例えば、先ほども申し上げましたが扶養控除が1人につき所得税では38万円、住民税では33万円、そういうふうに控除額が違います。その分を住民税から差し引かなければならない人的控除が、その見込みが当初見込みより約1億、残りの2億円のうちの約1億1,000万円が見込みが外れてしまったと、そういう内容でございます。

それから、もう1点目、これも税源移譲にかかわる分ですが、特別徴収分の給料から天引きになります特別徴収分の民税は毎年6月に課税いたしまして、翌年の5月まで納税していただくわけですが、そ

のうちの特別徴収分、4・5カ月分は翌年度の歳入になります。それで、この税源移譲がなければ、いわゆるてん方式で同じ額が前年の4・5カ月分が今年度、その4・5カ月分が翌年度となるわけですが、今回は税源移譲になって4・5カ月分の額が膨らむ結果となります。それで、その部分が約9,000万円でございます。今回その9,000万円が減額になるということは、来年度の当初予算に9,000万円がプラスになると、そういう結果でございます。

いずれにいたしましても、柿崎議員さんよりご指摘がありましたとおり、当初予算編成時の不勉強、あるいは税源移譲という初めての制度といえ、当初予算の見積もりが大変甘かったということは事実だろうと思います。大変反省しているところでございます。

もう1点の頑張る地方応援プログラムに関してですが、これの要因につきましては大きく分けまして2点、横手市の特徴部分として2点が挙げられるのかなと思っております。項目はいろいろあるわけなんです、その大きな要素を占める1点は、少子化対策でございます。出生率が今回の調査では平成14、15、16年の出生率と平成17年を比べた場合どう推移しているのかというのが調査項目にありました。横手市の場合は下がっているんでなくて17年度が出生率が上昇してございました。その部分のカウントが物すごく多かったものと認識してございます。

それから、もう一つは、行革部門でございます。これに占める行革部門、人件費、あるいは物件費等の経常経費の部分ですが、全国平均レベルより行革が横手市の場合進んでおるものと認識、その部分のプラスの部分が多く算入された、ということだろうと思います。

いずれにしましても、今、申し上げておりますのは普通交付税ベースの頑張る地方応援プログラムに関してでございます。このプログラムに関しては特交にも算入の部分がございますので、そちらの部分はこれから調査があるものと思っております。このプログラムは特別今回だけだという連絡もありませんし、まだ続くものだと思っております。内容は多少変動はあるかもしれませんが、このまま続くものだと思いますし、行革等につきましても、さらなる努力を積み重ねていきたい、そのように思っているところでございます。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 8款土木費の2,800万円の組み替えの件ですが、これも柿崎議員さんおっしゃるとおり、中の橋線の関係の組み替えであります。当初予算ではNTTのケーブルが架設になっておりまして、その補償補てんということで予算計上いたしておりましたが、今回NTTとの協議の中で、その移設についてはNTTが全額負担してNTTが施工すると、そういうふうに協議が調いましたので、22節の補償、補てんから15節の工事請負の方に組み替えをしようとするものであります。

それから、中の橋線の全体の工事の関係でありますけれども、一応19、20年、来年度までの2カ年間で工事を終えたいという予定をいたしておりますが、下流側に3メートルの歩道を新たに設置をしようと考えています。それに伴いまして、4基ございます橋脚橋台の増設と申しますか、橋脚は4基はあって橋台が乗っているわけですが、橋台を下流の方に3メートルの歩道をつくりますので、3.5メートル

延ばした橋台の増設工事と申しますか、それを行って、下流側に3メートルの歩道を設置するというのが工事の主な概要であります。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。10番近江議員。

○10番（近江湖静議員） 時間の関係がありますので、1点だけ確認といいますか、収入の関係、歳入の関係の今の柿崎議員の関係の個人市民税の関係であります。結果的に積算の指標について甘かったと反省をしている。そう言われればそれで終わりですけれども、僕は3月議会でも交付税と市民税の関係について常に過少計上しているのではないかと、こういう表現で問題提起をした経緯があります。今年も去年もです。いつもであれば非常にやはり堅く、堅く、控え目に、控え目に、そういう計上が多いんです。ところが今回の場合については珍しく過大計上、理由がはっきりすればいいけれども、3点がありました。特に私がお聞きしたいのは所得です。市民所得が多目に見た。これはちょっと、こういうような経済、経営情勢のときに多目に見たという見込みについて、9,000万円が、税金で9,000万円ですよ。こういうような積算計上の表については、いささか理解が難しい。間違いですかね、あるいはいい加減してないわけですよ。そういうことで反省をするということがあるんですけども、この前年より上向くと思ったという判断はやはりいささか、それこそ甘いのではないかと、こういうことです。かなりの大きい金額が、収入が、所得が見込まなければ9,000万円という税金にはならないんだろうと。その点について、もし全体的に、今年のこの予算を計上するときに、どのような市民の所得が見込んで計上して、そして9,000万円という、今、結果的にですよ、2億9,000万円のうち、9,000万円が市民の所得税の減だと、こういうことであります。その見通しについて、誤った内容について、わかる範囲で結構です、時間の関係もありですので。

それから、来年の4月、5月来ると、今の税源、13年大改革の所得税と、それから住民税の、今やはり特に高齢者は困っているわけですね。6月に通知が来たときに、3倍になった、4倍になったという、個人住民税が高くなったということで騒いでいるわけです。そういう時期で、そうすれば、市のこの所得税と市民税の、要するに市民税がきたと、所得の限界があつて市民税がきたと、この範囲の人的控除という表現を使っているな、その辺についてもう少し、私もわかるようにちょっと教えてもらいたいのと同時に、3つ目の9,000万円というそのあれは来年から、来年来る、それもちょっとわからないから、その辺、来年来るということもはっきりした内容でそれは根拠があつたのかどうなのか、それは今、この時間の関係がありますので、簡単であります、簡潔に答弁してください。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 まず、第1点目、予算編成時に課税の違い、額の違いによる9,000万円の件でございます。この去年の予算編成時に積算の段階で、少なくともその予算編成時の課税所得額を下回る、上回ると表現いたしました。少なくとも下がることはないだろうと、そういう予想のもとで、その去年の秋頃、11月の予算編成時の課税所得をプラスしてじゃなくて、そのままの数字で計算して、その結

果が9,000万円の穴があいてしまったと、そういうことでございます。

それから、特別徴収の4・5カ月分の件ですが、国税の場合は人的控除38万円控除、民税の場合は33万円控除で計算しますと、その33万円で控除しますと、市側が国税から税源移譲分がその差額分だけ市側に多く入ってくることになります。その部分は差額部分は控除しなさいという、そういう人的控除という名前のもとで言われているものでございます。その部分が……、間違いました。特別徴収部分で申し上げます。特別徴収部分で4月、5月分、同じ額でありますと、ところてん方式で同じ額で推移いたしますが、今回の場合は4月・5月分の課税額が多くなっておりますので、その多い部分を今年度部分に算入してしまったと、そういうことでございます。その多い部分は今回9,000万円ほどですが、その多い部分は来年の課税になると、そういうことでございます。それから、人的控除の部分ですが、先ほどちょっと申し上げましたが、その市税側がいっぱい入る部分は除かなければならないと、そういうことをしなければ所得税から住民税で増えた部分が、市民税の方が住民税の方が多く課税になるということになりますので、そういう部分が1億1,000万円だと、そういうことでございます。

【「よくわかりません、後で聞きます」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。1番立身議員。

○1番（立身万千子議員） 時間の関係で1個だけお願いします。

農林水産事業費のことなんですが、18、19ページに農地・水・環境保全向上対策事業、これがあります。全国的にはなかなか農水省が思ったようには進んでいないという現状があると伺いましたけれども、これだけまた上半期やってみて、またこうなっているということで、横手市としてはそこら辺をどう検証されているのか、簡単でいいですからお願いします。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 お答えいたします。

協定集落が94協定しております。現在、各集落でいろいろな事業を展開しております。水田につきましては10アール当たり4,400円、これは国・県・市それぞれの2分の1、4分の1という負担割合で負担しております。交付金につきましては、7月中に7割近く集落に支払われております。残りの分につきましては今後検査といいますか、そういうものを行いまして、それを待って交付したい、このように考えているところであります。

ただ、予想した事業量、各協定されました集落が予定どおり実施できるかということにつきましては、まだまだちょっと期間があるわけで断定はされませんが、やはり100%実施出来ない集落も出てくるんじゃないかなという懸念はあります。その場合ですけれども、確認終わった段階で、例えば100%出来なかったと、この部分につきましては県の推進協議会の方に交付金を一旦返すと、そういう形になります。県の推進協議会の方では、この事業は今年度から5年間の事業ですけれども、5年間トータルでこの事業を見ていこう、そういう方針で現在進んでいるところであります。できれば各集落とも環境保全のためにも計画した事業、予定どおり進めていただきたい、このように我々としては指

導しているところであります。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。24番高橋議員。

○24番（高橋勝義議員） 14番阿部議員も質問しましたがけれども、私からも鶴ヶ池荘の宿泊等の建設長期借入金の改善支援貸付金の件についてお伺いたします。

宿泊棟を建てるために6億5,000万円借りて建てたわけなんですけど、現在まで元金が2億7,763万5,000円、私はよくこれまで、これだけ返済するまで頑張ったな、そうも思います。ただ、今回4,429万円支援金を貸し付けすることが、これは一時的には確かにしのげると思います。ただ、実際にこの貸借対照表、あるいは損益計算書を見ますと、もう絶対にこれからもこういう形で貸し付け、あるいは補助金援助しないとできないような形になっている。ということは、平成16年に最高の売り上げ4億5,000万、これで1,100万円の利益を出しております。ところが、17年度以降はすべて赤字であります。例えば、17年度、18年度は、17年度は2,600万円の赤字、16年度は1,900万円、17年度において既に累損が1,500万円になっている。19年度、これからいけば18年度になりますか、それまでに累損がどのくらいあるか。実際に将来的に来年なんですけれども、来年度、今年度とも来年度、市長は来年度のことは来年考える、こう言いましたけれども、この決算書、損益計算書、貸借対照表見て、これが実際に黒字になる、そういう要素は見当たらない。じゃ、黒字にするといったら、もう来年ではない、今からやっておかないと間に合わない。その方策について、あるいは来年度からもやるならやるで私は仕方ないと思います、今までたくさん頑張ったんだから、そういう方針についてはどう考えておりますか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 温泉施設の調査を担当しました関係から、ちょっとお答えさせていただきますが、議案説明会でもお話ししましたが、現在の借入金3億7,000万円ぐらい、ざっくりいうと3億7,000万円ぐらいあります。今後4,400万円ほどを毎年、平成27年か8年までに返済していかなければならないわけですので、今、高橋議員さんおっしゃるとおり、単年度ベースで、この後近々に劇的に改善して黒字になるというのはなかなか難しいと思います。

今、私たちが調べた中では、平成27年か8年までに返済しなければならないということで年間4,400万ほどの返済をしていかなければならないということから、その資金繰りが難しくなる。それを仮に銀行の方ともいろいろお願いもしたんですけども、それが例えば超長期になった場合、その返済額がもっと薄くなれば改善の可能性があるということで、今そういうふうに見ています。ただ、最低でもお客さんを今と同じぐらい確保しなければ、それすらも難しいという状況でありますけれども、そういうことで超長期で返済できるようなスタイルに市が、言ってみれば現在の現行の借り入れしているものを全体的に借り換え、市の方で貸し付けをして、長期にまず返済するような形で、市に返済する1年間の額を今よりもずっと薄目にしていくことで、その運営継続が可能ではないかと。もちろん平成15年、たしか平成15年には5億円ほどの売り上げもありましたので、貯金も今、一定程度9,000万円ぐらいあるわ

けですけれども、貯金も今までありました。それがだんだん底をつく状態に今、なってきたというのが実情でして、実際には今ぐらいのお客さんを確保できれば、その超長期の借入金返済でやることによってその運営が可能になるのではないかなというところで、今いろいろ検討しているところでありまして、おっしゃるとおり、それでいきますと銀行返済がある平成27、8年までは、その超長期で後で返済してもらうにしても、平成27、8年のところまでは市、あるいはどこからか超長期の資金が投入されなければなかなか運営が難しいというふうな状況だというふうに思います。

以上です。

○田中敏雄 議長 14番阿部議員。

○14番（阿部信孝議員） 市には、まず10カ所の温泉施設があるわけでありまして、ほかの9カ所の温泉施設で、いわゆる企業債にもいろいろお金借りていると思いますけれども、その返済計画というのは、今の返済計画と同じようなスタイルでしょうか。そうしますと、今の鶴ヶ池荘だけじゃなくて、この後どんどん出てくるのではないかなと、そういう心配があるんですが、その点教えてください。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ほかの温泉施設で、三セクで借り入れして施設を整備したものはございませぬ。全部市の方で整備していますので、市が全部返済するということになります。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。6番柿崎孝一議員。

○6番（柿崎孝一議員） 14ページ、企画費の代替運行事業についてお伺いいたします。

まず、今回3月までの試験運行ということで286万4,000円、もしこれ1年やるとすると570万円相当の費用がかかっていくわけですけれども、住民の皆様とのお話し合いやら、地域公共交通会議において合意されてこういうふうになったと聞いておりますけれども、ここに至ったというか、1日3往復というふうに至った経緯を1つお聞かせ願いたいと思いますし、そのほかにどんな案が出てきたか、その話し合いの中で1日乗り合いタクシーによる1日3回というほかにはどのような案が出されてきたのか、その辺のことを、会議の内容を含めてお願いいたします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 まず、羽後交通から路線の廃止について申し入れがありますと、法律的にはその半年後、すみません、1年前に申し入れありますと、その路線廃止、羽後交通が翻意をしない限りは路線廃止をしなければならないということになっています。羽後交通からの申し入れを受けまして、住民の皆さん、あるいは地域公共交通会議、あるいは関係する湯沢市などいろいろな協議を重ねてきました。住民の皆さんに対してはアンケートから、それから地域に入っただけの説明会、それから地域協議会での検討などをいろいろいただきまして、その結果、地域公共交通会議でも代替交通の確保を目指すべきだということで方針が出されましたので、湯沢市と、それから地元の皆さんと、実際に乗るかどうかも含めましていろいろ話し合いをしてきました。その結果、特に湯沢の方の高校に通うお子さん方など

もいろいろおりまして、ほかにも乗るといふ方がおったわけですが、特に高校生については、そういうバス路線があるので湯沢の高校を選択したということもございましたし、そういうことも含めて、何とかして経費的には生活バス路線の経費の範囲内で何とかして代替交通を確保できないかということとずっと検討しました結果、バスでやりますと全く今までと同じ状況ですので、その中でジャンボタクシーに乗るといふ人数も少ないわけですので、ジャンボタクシーによる運行ができないかということと、その経費等も含めながら湯沢市や住民の皆さんと相談した結果、朝夕とお昼ごろに往復できるような計画で示しましたところ、住民の皆さんからも理解が得られましたし、地域公共交通会議でも合意が得られましたので、今回の措置になったということとでございます。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 6番柿崎議員。

○6番(柿崎孝一議員) わかりました。ところで、この市長の所信表明によりますと、4月から本格運行ということで検討していきたいとあります。まず、学生中心にバスを運行してくださるといふのは大変結構なことですが、この乗車基準と、この間そういう話もありましたけれども、何人を下回った場合とか、そういう線引きはあるのかないのか。もし来年、再来年と、そこに向かう高校生がいなくなった場合、減少した場合、この路線は打ち切っていくのか、そういう基準をどこに設けたのかをお願いいたします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 何人という基準はありません。試験運行、本格運行の違いというのは、試験運行期間中はお客様の利用状況に応じて多少、例えばバス停も含めていろいろ変えられる期間であります。本格運行しますと、それが今の羽後交通のように固まった状態で動くということと、試験運行期間中にお客様のお話なんかも聞きながら、もっとこうすればいいというのであれば、そういう変更も考えながら試験運行期間を運行したい。それで、今とれる範囲でこれが一番だなというところを見つけてまして、本格運行に移りたいということですので、よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 6番柿崎議員。

○6番(柿崎孝一議員) 実は、この間説明会のときにいろいろなバス路線が厳しいという話を聞きました。実際あればうれしいんですけども、あっても乗らないという、そういうパターンが多いわけですから、住民の方々との協働で運営していくとなれば、秋田市でやっているように、1万円のところを市で3,000円出すとかして7,000円で買うとか、学生の場合は半額を補助して買うとか、そういう担保というか、みんなで使う意思というものを示してもらおうような形で、我々は乗るんだと、そして1年分、10回分、例えば5,000円で買うとか、そういう何か担保がなければ、すべて今後バス路線がこのような状況に至ってしまうような感じがいたしますので、その地域公共交通会議とかの場で、そのようないろいろな検討をするといっていますけれども、そのような検討をしているのか、またはどのような検討をしていこうとしているのか、その方向性を1つお知らせください。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 バス路線は本当に厳しい状態です。公共交通機関を確保するには、我々のところでは鉄道は限られていますので、今のところはバスに頼るということではありますが、今後はバス以外の極端に言えば、今回のタクシー会社さんの運行、あるいはタクシーそのものが今みたいな形ではなくて、何かタクシー会社さんの方でもっといろいろな工夫ができないかとか、そういう今の公共交通体制を維持する、あるいは確保するというだけではなくて、これからはいろいろなやり方があるのではないかな、道路運送法も改正されましたし、そのいろいろなやり方があるのではないかなということ、地域公共交通会議にはタクシー事業者も入っていますし、そういうことも含めていろいろ検討していきたいということで交通会議のメンバーは意見を一致させているところであります。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかにありませんか。16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） 一番肝心な部分の中で、今のバス路線でありますけれども、バスの運行については県の補助金というものがあまして、そういう部分の中で市の持ち出しは幾分少なくなっていた部分がありますね。ただ、こういう代替運行の場合にそれがあるのかどうか、こういう代替とか何かについてはコスト的にはどうなっているのか、市の持ち出し分については、そのこの部分の説明がありませんでしたので、もし出来るなら簡潔にでもよろしくお願ひしたいと思います。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 今回の代替バス路線には、生活バス路線維持費補助金50万7,000円が歳入で計上されております。今回の全体の事業費は286万4,000円ですので、一般的には生活バス路線の補助からすればかなり比率が下がりますけれども、特に経費関係の大きいのが停留所の設置、バス停にあるような停留所の設置とか、それから行き先どころか、タクシーに張ったりするものとか、そういうものがかなり入ってまして、そういうことで高くなっています。代替交通に関する横手の負担金は180万円になっています。これは湯沢市にも、すみません、横手の方が路線延長が長いので、トータルでは横手の方が少し湯沢さんより多目になっていますが、180万の負担金になっています。今回、一時的に投資する分もありますので230万円ぐらいになっていますが、横手の負担金は180万円ぐらいというふうになっています。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに。24番高橋議員。

○24番（高橋勝義議員） もう1点お聞きします。

19年3月31日の貸借対照表からすれば、確かに9,000万円預貯金があります。これは資産の部であります。負債の部では2,100万円あります。ところで、平成17年度は2,621万5,225円の損失、18年度は2,709万2,487円の損失などを含めて、本当に資金繰りは大丈夫なのかということと、累損の累計はどのぐらいになっていますか。

○田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

午後 3時46分 休憩

午後 4時00分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第135号の質疑を続行いたします。

石川副市長。

○石川耿一 副市長 先ほど高橋議員さんからのご質問がありました累積の赤字でありますけれども、全協のときにお渡しした資料に基づいてお話をしますと、平成18年度の決算の末の累積の欠損額が4,381万9,000円というふうになっております。経営の改善についてのお話がありましたけれども、皆様ご案内のとおり、売り上げを上げることと、それからもう一方では経費の圧縮、この2つをやるしかないわけでありまして、キャッシュフローにつきましては、毎月の運営のためには手元に現金が約3,700万ほどないとやっていられないということをご存じの、この表から示されるというふうに思いますが、これを確保しながら平成28年まで建物を建てたときの返済をしていくというためには、相当な努力が必要だというふうに覚悟しております。

ただ、平成24年までは4,429万円の銀行への返済があるわけでありまして、その後逓減をしていきまして、最終年度の平成28年には900万円ほどの返済で済むという形になっております。一生懸命に売り上げを上げたり、現在でもさわらびとの提携によって2泊3日のツアーを企画いたしましたり、あるいはゴルフ大会をやってお客様を集めながら宴会を開くというふうなこともやっておりますが、現実的に日帰り客、日帰りの宴会が減っているのが現状でございます。今回、お風呂の方につきましては入湯料を500円にしまして、その分収入確保に努めてみたわけでありまして、値上げの分、お客様が減らないかという、現実的には減っている状況にあります。いずれ、売り上げを上げるためにいろいろな企画を現在やっている最中でありまして、経費につきましても原価率を下げることも含めて、あるいは従業員の給料のことも含めまして経費の圧縮に努めなければならないというふうに思っております。

ただ、売り上げが伸びない状況になりますと、この返済については今年度に限らず、かなりきついのがあるというふうに認識をしております。平成24年までの4,400万円というのはかなり大きな数字でありますので、それを利益の中から返済していくというのは、現実的にはかなり厳しいものもありますけれども、経費の中で減価償却費が2千数百万円ありますので、これがキャッシュとして残りますので、この点とあわせながら返済をしていかなければならない状況にあります。案の1つとしては、今回4,429万円の貸し付けをいただきましたけれども、数年間、超長期の貸し付けをしていただいて、売り上げを下げない努力をすることをしながら28年までの返済を完済した後に、超長期で市に返済をする格好をとることも案の1つではないかなというふうに考えて、今頑張っている最中でありまして、よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。14番阿部議員。

○14番(阿部信孝議員) 情報によりますと、鶴ヶ池荘のある幹部社員が、最近ある企業のゴルフに行っておったということでもあります。それは営業活動の一環として行ったかもしれませんが、私はどうも人事面に締まりがないのではないかなと、これは社長にはもう少し人事の関係を精査して、利益が出るように頑張ってください。

○田中敏雄 議長 石川副市长。

○石川耿一 副市长 今、ご指摘のとおり人事面につきましても、第三セクターだからというふうな形で社員、あるいは幹部社員が考えておられると大変困るわけでありまして、取締役会もありますので、それを通じて社員の教育についても一層、綱紀の肅正を図ってまいらなければならないというふうに覚悟しております。現実的には取締役会も間もなく開かれますし、毎週その支配人以下、会を開いておりますので、その席でもお話をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案はお手元に配付しております付託表に記載のそれぞれの委員会に付託いたします。

◎議案第136号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第31、議案第136号平成19年度横手市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となっております議案第136号平成19年度横手市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億897万6,000円を追加いたしまして、総額をそれぞれ67億9,753万円にしようとするものでございます。

今回の補正でございますけれども、平成18年度の事業確定したことに伴いまして、一般的に給付費の国が25%、県が12.5%、市が12.5%ということで介護保険給付費の半分を賄って、そして、もう半分は保険料で19%、それから、40歳から64歳までのいわゆる保険の方からの支払基金交付金で31%を賄っておるわけでございますけれども、それらの関係を整理いたしまして、償還、返すものは返し、そして繰越金は精査した後、基金に積み立てようとするものが主な内容でございます。

では、歳入からご説明申し上げますので、4ページをお願いいたします。

4ページの4款1項1目介護給付費交付金の関係でございますけれども、これにつきましては、支払基金の方から介護給付費分といたしまして2,450万6,000円が追加交付になるというものでございます。

それから、9款1項の繰越金につきましては、額の確定に伴いまして8,447万円を追加補正しよう

するものでございます。

5ページになりますけれども、1款1項につきましては、本年度第4期に向けた計画を策定するということで400万の予算を計上させていただいておりますが、実際に事業を進めるに当たりまして、予算の組み替え、郵便料、あるいは通信運搬費等々の経費等見まして、予算400万円の全体の中で組み替えをしようとするものでございます。

それから、3款の1項の財政安定化基金の拠出金でございますが、これは、3年間にわたりまして給付費の1%を拠出金として出していくわけでございますけれども、給付費の総額が65億5,644万1,000円というふうなぐあいでは横手市の場合、算定されておりますので、これの1%相当分ということで655万6,000円を拠出するというので、当初との差額49万8,000円を追加させていただくものでございます。

4款につきましては、以上のことを整理いたしまして、介護保険の給付金積立金に5,343万6,000円を積み立てしようとするものでございます。

6ページの関係でございますけれども、5款につきましては予防事業の繰出金から委託料を減額いたしまして、繰出金の方へ予算の組み替えをしようとするものでございます。

7款の諸支出金でございますけれども、事業確定に伴う国・県支払基金へのそれぞれの返還額、多く入っておった分の返還額5,502万7,000円を補正するものでございます。

7款2項、一番下段の額ですが、市の関係につきましては、できるだけ精査しながら一般会計から繰り入れしてもらったわけでございますけれども、精算いたしまして1万5,000円を今回追加いたしまして、市の方にお返しするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第137号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第32、議案第137号平成19年度横手市地域包括支援センター事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 議案第137号平成19年度横手市地域包括支援センター事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条では、歳入歳出の総額にそれぞれ39万1,000円を追加いたしまして、総額をそれぞれ1億353万5,000円にしようとするものでございます。

3ページをお願いいたします。

3ページの第2表、債務負担行為の関係でございますけれども、第4期計画、21年度まで地域包括支援センター3カ所に配置したいということをお願いして、本年度も人員の増をしていただきました。現在3名の利用者にかかります相談員を抱えてございますけれども、この訪問の関係で直ちに対応しなければならないといったことがございまして、車の関係でございます。軽自動車3台分、5年間のリースということで441万円の債務負担行為を設定するものでございます。

6ページをお願いいたします。

6ページの関係でございます。下段の方の歳出からご説明いたしますけれども、1款サービス事業費の2項包括的支援事業費、3款の継続的評価分析支援事業というのは、横手市が秋田県で1カ所、国の方からモデル市となりまして、予防包括支援センターの事業の評価を行うというふうなことでございますが、今回アンケート調査を実施するために予算の組み替えをさせていただきたいということでございます。

なお、国から39万1,000円の補助金の増額が上段の歳入でございますので、これらをあわせて歳出の方に補正をいたしたいというものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第138号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第33、議案第138号平成19年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 議案第138号平成19年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページ、第1条では、歳入歳出の総額にそれぞれ59万9,000円を追加いたしまして、総額をそれぞれ4億5,666万2,000円にしようとするものでございます。

4ページをお願いいたします。

4ページの中段から下の方でございますけれども、歳出、1款総務費の関係につきましては、日直者の賃金を上げてございましたけれども、これは年間分の予算には若干足りないというようなことで、備品の購入費から減額いたしまして予算の組み替えをしようとするものでございます。

2款1項施設サービス事業費は59万9,000円の補正でございますが、これは、賃金で産休のためにお休みする職員がございまして、この臨時看護職員に係る賃金の補正でございます。

なお、同じページの上段の歳入につきましては、この財源といたしまして繰越金59万9,000円を増額補正して対応しようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまより質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第139号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第34、議案第139号平成19年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。大森町区長。

○佐々木一 大森町区長 ただいま議題となりました議案第139号平成19年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ61万円を追加しまして、予算の総額を6,511万8,000円に改めようとするものであります。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、3ページに記載のとおり、デイサービス事業センターの送迎車1台のリース料が確定したことによりまして、限度額を減額変更するものであります。

補正の主な内容につきましては、歳出からご説明いたします。

7ページをお開き願います。

本年度10月から新たに介護認定を受けていない人を対象としたデイサービスとして、特定高齢者を対象とした通所型介護予防事業を実施するための経費を計上したものであります。ここでいう特定高齢者といえますのは、現在は自立でありますけれども、この後要支援、あるいは要介護状態になるおそれのある人というふうに規定しております。この事業に要する費用としまして、1款1項1目の備品購入費に運動訓練器具として28万3,000円、2款1項1目通所介護事業の賃金に看護師等の賃金として51万5,000円、それから、需用費に給食材料代として13万9,000円を計上しております。

次に、歳入でございますが、上のページの6ページをごらんいただきます。

1款1項1目自己負担金収入12万4,000円、それから2款1項1目特別会計繰入金、これは、介護保険分でございますが、これが48万6,000円をそれぞれ見込んだものであります。

よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第140号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第35、議案第140号平成19年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算正（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 議案第140号平成19年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページ、第1条でございますが、歳入歳出の総額にそれぞれ454万円を追加いたしまして、総額をそれぞれ2億8,346万1,000円にしようとするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目財産収入の物品売払収入の関係でございますが、30万3,000円の追加でございます。市の方から除雪の際のスノーポール、注文受けてございましたけれども、今回県の方からも550本ほど注文を受けまして、この関係の売り上げ収入として計上したものでございます。

3 款、中段の1項寄附金でございますが、これにつきましては施設の環境改善に使っていただきたいということで、篤志の方からのご寄附でございます。

4 款の繰入金の関係です。一般会計繰入金ですけれども、事業調整、予算調整図りまして738万4,000円の減額をさせていただいております。

それから、7ページの7款1項1目障害者福祉サービス費収入でございますが、これは、実は10月から、これまで障害者施設を利用されている方の費用につきまして、法定の市が負担する分は一般会計からの繰り出しというふうな形で行ってまいりました。こちらでは繰入金で受けるわけでございますけれども、今度はすべてその事務を全国の国民健康保険団体連合会を通して行うということになりまして、この特別会計としましても、障害福祉サービス費収入として1,126万9,000円を半年分として計上したものでございます。

8 ページをお願いいたします。

中段の2款1項1目のサービス事業費でございます。105万7,000円の追加でございますけれども、大和更生園のいわゆる短期入所者、秋田市からと地元、こちらの出身の秋田からの方と地元からでございますけれども、5月から入所したいということで2名分の関係で賄い材料費を増額補正させていただきました。105万7,000円です。

3 款の授産費につきましては、歳入と関連ございますが、スノーポールの材料費、それから利用者の賃金等でございます。

9 ページの4款予備費には、財源調整といたしまして312万4,000円を追加補正させていただいております。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第141号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第36、議案第141号平成19年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第141号平成19年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページ、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ268万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ8億797万6,000円にしようとするものでございます。

内容ですが、4ページ、お開きください。

歳入歳出とも秋田わか杉国体選手宿泊に関連しての追加補正となっております。

まず、歳出ですが、1款1項施設経営費としまして雄川荘に31万5,000円、さくら荘に215万2,000円、ゆっふるに17万4,000円をそれぞれ追加しております。これは、国体選手宿泊に伴いまして旅行代理店に支払う事務取扱手数料が5%かかることになっております。3施設全体でこの手数料が56万円となっております。また、宿泊選手1人当たりの保険料として、損害賠償保険料ですけれども、1人当たり300円かかることになっております。3施設全体でこの保険料が37万6,000円となっております。また、選手に食事を提供します賄い材料としましては、3施設全体で170万5,000円を見込んでおります。

次に、歳入でございますが、営業収入としまして3施設全体で268万5,000円を見込んでおります。この3施設は、国体協定料金としまして宿泊選手1人当たり1泊2食の宿泊料金を税込み8,925円に統一されております。今回追加補正しましたのは、各施設の通常宿泊料金との差額収入の分となっております。

なお、歳入歳出の均衡を図るため、歳出の予備費に4万4,000円を計上しております。

参考までにですが、各施設の競技期間中の宿泊予定の選手人数につきましては、雄川荘200人、さくら荘820人、ゆっふる231人を予定しているところでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第142号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第37、議案第142号平成19年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第142号平成19年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ840万円を追加し、歳入歳出の総額を1億3,412万1,000円に改めようとするものでございます。

内容でございます。雄物川北部簡易水道の水質はマンガンを多く含んでおりまして、そのため濁り水が最近多くなりまして、その対策として配水管を洗浄するための経費を計上したものでございます。その財源といたしましては、繰越金を充てようとするものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第143号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第38、議案第143号平成19年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○田口春久 上下水道部長 議案第143号平成19年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ122万7,000円を増額しまして、総額をそれぞれ5億1,521万4,000円に定めようとするものでございます。

その内容でございますが、大森地区と十文字地区の浄化センターの機器の修繕のための経費を計上したものでございます。

歳入としましては繰越金を充てまして、収支の均衡を図っております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件について

○田中敏雄 議長 日程第39、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

◎休会について

○田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明9月4日から9月9日までの6日間、休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明9月4日から9月9日までの6日間、休会することに決定いたしました。

9月10日は午前10時より本会議を開きます。

◎散会の宣告

○田中敏雄 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時30分 散会